監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第拾壹號

明治三十一年五月創刊毎月一回二十日發行
（明治三十一年五月二十日發行）

目次

講演　米國の囚人自治制（承前）……司法省監獄局長　谷田三郎……（一）
資料　笞刑に就て（承第三十一卷第六號）……朝鮮總督府屬　森德次郎……（一三）
統計　大正七年九月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二六）
寄書　捕縛まで……勝堂學人……（三三）
　　監獄の三寶に就て……寧樂道人……（三八）
雜纂　予は看守諸君と語る……典獄　有馬四郎助……（四一）
　　斷片錄……霜　翰……（四三）
　　在監者看讀圖書事務に就て……敎誨師　加藤慧海……（四五）
　　男女の年齢と犯罪との關係其他……（五〇）
通信　若松分監改築移轉落成式概況……（五三）
彙報　山隈監獄事務官逝く其他——叙任——會報……（五四）

監獄協會雜誌第參拾壹卷第拾壹號

講演

米國の囚人自治制（承前）

司法省監獄局長　谷田三郎

四　共和團の組織、權限

共和團の系統圖——各機關の權限——共和團成立後の遇囚法

共和團の組織、權限に就てオーバン監獄の團體とシング、シング監獄の團體とを比較して見ると、部の分け方や裁判部の權限などに於て多少異る所があるが、大體に於ては同一と見て差支ないのである。私は此處にシング、シング監獄に於ける共和團の組織を圖解にして御目に懸けます。之を御覽になれば共和團の機關の

系統が判かるでありませう。

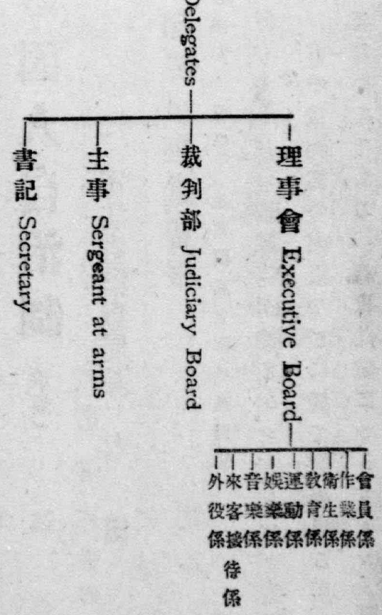

此處に掲げた機關の中で、代議員會と稱するものは代議員を以て組織する最高機關である。代議員は各工場で在囚の人數に應じて之を選出するのであつて、其總數が五十五人(オーバン監獄では四十九人)其任期は六ヶ月である。選擧は各囚の自由投票に任せ、一切官憲の干渉を容れぬことにしてある。此代議員を以て組織する代議員會なるものが共和團の統御機關であつて、重大なる事柄は却て此會

の議決を以て定めることになつて居る。代議員會で九名の理事を互選し、其理事が理事會を組織する。此理事會が裁判事務を除く外一切の行政事務を處理する機關である。理事會に會員係、作業係、衛生係、教育係、運動係、娯樂係、音樂係、來客接待係、外役係の九ッの部が設けられてあつて、九名の理事が銘々一部を擔當し、必要に應じて各部に補助者を置くことになつて居る。裁判部は理事以外の代議員が之を組織する。其權限は監獄の紀律又は共和團の規約に觸れた一切の非違犯則を審理して懲罰を言渡すに在る。毎日午後事件のある毎に此部で訟廷を開くことになつて居る。裁判長は各代議員の廻り持ちにしてある。懲罰方法は團員たる資格を停止することであつて、其結果言渡を受けたる者は團員に與へられてある一切の特典を奪はるる事になるのである。(オーバン監獄では裁判事務を取扱ふ部を査問委員會 grievance Committee と名け、五名の委員を以て之を組織し、八個の査問委員會が設けてある。而して犯則行爲中、官吏に對する暴行、同囚に對する重大なる傷害、就役拒絕、同盟罷役、逃走の計畫の五者は査問委員會の裁判權限から除外し、典獄の審判に直屬せしめてある。)裁判部の言渡に不服ある者は典獄の審判所

Warden'sCourtに控訴することが出來る。典獄の審判所は典獄と監獄醫と主席看守長の三人で織組することになつて居る。主事は紀律の執行に當る者で、卽ち警察事務を擔當して居るのである。此者が日常の風紀取締の外、集會の準備や會場の整理の下廻りなどをするので、一番に機敏と活動を要する役柄である。書記は記錄及庶務を掌る者である。主事と書記とは理事會で任命することになつて居る。主事は必要に應じて其數を增し、又は之に補助員を附することが出來る。是が共和團の組織と各機關の權限の大要であります。

共和團の成立後、囚人の取扱が全く一變した。從來片時たりとも囚人の上から眼を離さなかつた看守は工場、敎誨堂、食堂から退けられて、外廻りの巡警のみを受持つことになつた。之と同時に囚徒の中から工場長が選まれ、其者が工場を取締ることになり、食堂や敎誨堂の取締は主として共和團の主事が之に當ることになつた。舊制度の特徵なる交談の禁止が解けて、囚人は互に話し合ふことが出來るやうになつた。但し風紀を紊したり、仕事の邪魔になるやうな談話を素より許された譯ではない。毎日規定の作業が濟むと、一時間の安息時間が與へられて、囚人

は自由にベースボールの稽古をしたり、運動をしたり、夏は水溜で水泳をすることなどが許されることになつた。夫から夕飯が濟むと、一且居房に引き取て午後の點檢を受ける。點檢後には敎育講演及び娛樂の時間が來る。此時間になると囚人は普通敎育に屬する科目を敎はつたり、歷史、地理、傳記などの面白い談話や有益な通俗學藝談を聽いたり、音樂や活動寫眞などを樂むことが出來るのである。日曜祭日には四時間の安息時間が與へられ各種の競技會、運動會、音樂會などが開かれて十分に樂むことが出來る上、尙外來者と自由に接見することが許される。右の外金品の差入れ、所持金の使用、書信の發受、書籍新聞の看讀等に多大の自由が與へられることになつた。夫の恐ろしい懲罰室の慘苦の如きは素より第一に取除かれたのである。

以上叙說した所の變化が囚人處遇の上に現はれた。是が自治制施行の結果であつて、同時に又自治制其物の內容である。此有樣を從前の處遇法に較べて見れば絕大の相違で、囚人は正に別個の新天地に案內せられたものと謂はねばならぬのでありますが、偖て其成績は如何であらう乎。私は章を更めて之を御報告致し

ます。

五　自治制施行後の成績

成績判定に伴ふ困難――シング、シング監獄に於ける成績――犯則事件――作業成績――出獄者の再犯數――其他の影響

自治制は、上來述べた徑路を辿つて創設せられ實施せられたのであるが、其成績は如何である乎。豫期の通り行刑の目的に適ふ好結果を實現した乎、將た思ふ樣に良成績を擧げることは出來ないのである乎。私は以下此事に就て說明を試みる積りでありますが、豫め諸君に御注意申して置き度いことがあります。夫れは行刑の成績に就て批判を下すのは非常に困難な業で、公正な判定は容易に得られないと云ふ事であります。其事由は第一、觀察の方面が頗る複雜多端である。監獄行政の各部面に現はれる一切の影響を明確にしなければならぬのは勿論、出獄後に於ける各囚の成行を正確に突き止めなくてはならぬ。是が非常に困難な仕事である。第二に信憑すべき正確な調査材料を取り揃へることが極めて六ケ敷い。有形の事物は概ね統計を以て證明することが出來るが、統計を取ることの出

來ない無形の事柄が澤山ある。而かも一部面の斷片的な調査材料や、觀察の仕方に依て結論を異にする個人の意見などでは行刑の眞價を判斷するに足らぬ。第三に行刑の成績が好いとか惡いとか云ふ事は僅々一年や二年の經驗では十分に證明することが出來ない。少なくも五年八年十年の實績を綜合參覈して各方面に於ける利害得失を詳細に講究した上でなくては正確に決定することが出來ないのである。右は成績判斷に關する重もな困難を擧げたものであるが、兎に角行刑制の眞價を評定するといふ事は餘程六ケ敷い業である。然るに自治制に基く新行刑は前に申上た通り漸く大正三年の後半期以後實施せられたもので、未だ十分の實驗を重ねて居ないのみならず、私の取り集めた參考書類には僅か一、二年の統計が載せてあるに過ぎない。然かも其統計は單に一局面に關するもので監獄行政の各部面に於ける成績を表示したものではありません。夫故私が是から申述べんとするシング、シング監獄の事業成績は自治制の眞價を判斷するには素より不十分でありますが、成績の一端として御參考の爲め御報告致すのであります。

監獄紀律の張弛を觀察するには犯則行爲の數を見るに若くものはない。此點

に就てシング、シング監獄では次の成績が現はれて居る。

年度	一日平均在監人員	逃走人員	暴行傷害其他ノ犯則事件數	(切傷　刺傷)	在監人員ト犯則件數トノ百分率
一九一三年	一、四三九	一〇	三七八	(一九七　九四)	二六
一九一四年	一、四六六	四	三七二	(二一五　四三)	二五
一九一五年	一、六一八	—	八六	(六七　四)	五

此に年度とあるは前年の十月一日に始まり其年の九月三十日に終る事業年度を謂ふものである。シング、シング監獄で共和團の組織を完成し正式に自治制を施行し始めたのは一九一五年の一月であるから、一九一五年度中初めの三ケ月は尙ほ舊制時代に屬するものと見るが相當である。此に掲げてある一九一五年度の犯則事件八十六件の內四十四件は年度の初期に當る三ケ月間の出來事で四十二件が新制施行後九ケ月の出來事である。即ち施行前三ケ月間の犯則の方が施行後九ケ月間の犯則よりも其件數が多いといふことになつて居る。而して一九一六年の前半期に於ける犯則件數は僅かに二十八件で、之を在監人員に比照すれば百分の三五に過ぎない。又逃走人員は新制施行前六年の一年平均數が約九人

半の割合であつたが一九一五年新制施行の當年には三人に減じた次に作業の成績は左表に示す通りである。

年度	總收入	作業收入	作業純益	作業收入ト純益トノ百分歩合
一九一四年	三一八、七三三弗五九。	二八二、〇九三弗八三。	四〇、八三三弗六九。	四一
一九一五年	三五四、三二七弗八九。	三四二、八一六弗三九。	八二、〇八四弗二一。	二四

是に由て觀れば自治制施行の年は前年に比し、作業收入に於て六〇、七二二弗五六仙即ち二割一分を增し、純益に於て四一、二五〇弗五二仙、即ち倍額以上の增加を見た譯である。各業種別の成績に就ては見るべき統計がありません。唯た製靴工の製作高が次のやうに示されてあります。

年度	靴製造高
一九一一年	三七、六四一足
一九一二年	四五、一八三
一九一三年	四一、三八〇
一九一四年	五五、一二四

一九一五年　六九三四五

則ち新制度施行の當年には前年に比し製造高が二割以上增加して居るのであります。

夫から出獄者の再犯歩合は幾干である乎。此事に就ては何等徵すべき統計としてはありませぬが、紐育裁判所の判事ワダムス氏は氏の書いた論文の中に次の記事を載せて居ます。「自分が一九一五年一月一日から一九一七年七月一日迄の間に判事として取調べた刑事被告人の數は數百に上つて居るが、其中でシング、シング監獄から出監した者は僅に三人に過ぎないのである。是は偶然の廻り合せであるかも知れぬと考へたから、試に監獄事務官長に照會して、シング、シング監獄の出監者の再犯數を問ひ合せて見た處が、其回答に一九一六年中シング、シング監獄を出監した數百人の中で再犯者は十五人であると云ふことである」。

以上が自治制施行後に於ける成績の叙說であります。誠に貧弱でありますが、私の現に所持して居る材料に依つては此以上に新制度の成績を表示することが出來ないのであります。尤もオスボーン氏の著書や自治制に關係の論文には此

外に自治主義の影響を認めて然るべき種々の事績が記されてある。中にも「キャナダ、ブラッキー」の綽名を取つた無類の惡漢がオ氏の自治主義に感化せられ、翻然として數十年來の非を悟り、共和團の爲めに獻身的努力を捧げた末、聖者に近き大往生を遂げた實話や、トニー、マリノといふ囚人がシング、シング監獄を脫走した後オ氏の誠意と共和團の主義に感じて潔く復監した美談などは轉た人の感興を惹くと同時に、自治制の旨義及び其功績を顯彰するに足るのでありますが、繁を厭ふて省略致します。（未完）

○讀谷田局長米國囚人自治制有感

眞趣齋學人澹如

拾來史實眼如炬。寫出各州新舊國。
錯綜珍蹤難講譚。縱橫妙筆似安語。
阿君(オスボン)發意破天荒。盤獄(キーパン)創圖動地礎。
要識民風兼國情。吾曹欲敢愼輕擧。

資料

笞刑に就て（承三十一卷第六號）

朝鮮總督府司法部監獄課　朝鮮總督府屬　森德治郎

三　朝鮮に於ける笞刑の現狀

裁判方面より觀たる笞刑の現狀に就ては前段を以て略ぼ其の要領を盡せり。更に行刑方面より笞刑制度が監獄の拘禁狀態に如何なる關係を有し、又行刑費に如何なる影響を與ふるやの問題を攻究し此の項を結ばむとす。之が順序として先づ計算の基礎を明にするの要あり。乃ち刑法大全に於ける笞刑の執行方法は、笞數の多寡に拘らず悉く之を一回に執行するを以て、數日間行刑官廳に拘禁するの要なしと雖、現行制度に於は健康上の危險を豫防すると共に、其の效果を確保せむが爲に一回の執行を三十以下とし、且一日一回に制限せるを以て受刑者は一日乃至三日間之を留置せざるべからず、故に例へば基本刑の懲役三月に相當する笞九十を執行するとせば、受刑者は二日之を拘禁し、第三日の朝に於て殘刑執行の上釋放する結果（三日に亙るも監獄の拘禁及行刑費支出の點より觀るときは二日とす）監獄の拘禁に付せざりし八十八日間一人の拘禁の密度を緩和し、且其の間一人當の行刑費を節約したる筋合なり。此の計算方法により裁判

事件に於ける笞刑者の行刑費節約額竝拘禁緩和の狀況を推算するときは左表の如し。

區別／年度	笞刑執行總人員	執行總笞數	笞刑執行の爲め要したる拘禁實日數	拘禁すべき總日數より執行の爲要したる拘禁實日數を控除したる殘日數（即不要拘禁日數）	不要拘禁に依り生ずる行刑費節約額	不要拘禁に依り監獄拘禁緩和一日平均人員
大正二年	六、二一八人	四二八、五五九日	九、三三六日	四一九、二二三	一、二五、七六六・九〇〇円	一、一四九
同三年	七、一七〇	四九三、二〇七	一〇、八二六	四八二、三八一	一、四四、七一四・三〇〇	一、三二三
同四年	八、九九七	六五九、四九八	一四、四九八	六四四、九七四	一、九三、四九二・二〇〇	一、七六七
同五年	一三、三三〇	九四〇、九六三	二〇、五九〇	九二〇、三七二	二、七六、一一・九〇〇	二、五三六

前記計算中には基本刑の財産刑たるものをも包含す。本來財産刑の執行は監獄に拘禁するを要せざるより、前記計算外に屬すべきに似たり。然れども財産刑に處すべき場合に於て笞刑に換刑し得るは、朝鮮内に一定の住所を有せず若は無資産者なりと認定したる場合に限らるるを以て、本來の財産刑を執行せむとするも、殆ど其の全部は罰金科料を完納すること能はずして結局監獄の勞役場（監獄に代用せらるる警察官署の留置場に於て執行せらるる者あるも其の數少なきを以て大體監獄の拘禁狀態竝監獄費の節約に付計算す）に留置せらるべき者なるが故に、拘禁關係竝行刑費の點に就ては之を基本刑の自由刑たる笞刑處斷者と同一標準の下に打算するを相當とす。

次に犯罪卽決事件に於ける笞刑處斷結果に付前記の算出方法に倣ひ、更に之を監獄費及警務費の節約額と監獄竝警察官署留置場の拘禁緩和の關係とに分ちて之を示せば左表の如し。

區別／年度	笞刑執行總人員	執行總笞數	笞刑執行の爲め要したる實日數	上欄總日數より實日數を控除したる殘日數卽不要拘禁日數	監獄費	行刑費總額	不要拘禁に依り生じたる行刑費節約額	監獄費	留置人費	計	不要拘禁に依り生ずる拘禁緩和一日平均人員 監獄	留置場	計
大正三年	二三、〇一九	八四四、五五五	二四、五六八	〔七二一、七九一〕〔一〇八、三三七〕	円 二三三、五五五・三〇	円 一、九五〇・二〇	円 二、一一四・七七	円 二、九九〇・二〇	円 二、一一四・七七	円 二、八〇五・四五	人 一、九五〇	人 二、一一四・七七	人 三、八〇五・七七
同四年	二六、七九七	九八四、二六五	二八、六二七	〔八九九、六六五〕〔一七五、八九三〕	二四八、一九・五〇	二、二三三・五〇	二、二三三・五〇	二、二三三・五〇	二、二三三・五〇	四、四六六・一〇	二、二三三・五〇	二、二三三・五〇	四、四六六・一〇
同五年	三八、三三六	一、四三五、七九〇	四一、八八五	〔一、二三五、〇二四〕〔一八四、八八一〕	三六三、九〇・五〇	三、三三一・五〇	三、三三一・五〇	三、三三一・五〇	三、三三一・五〇	六、六六二・一〇	三、三三一・五〇	三、三三一・五〇	六、六六二・一〇

犯罪卽決事件に於ける自由刑及勞役場留置の執行は、之を警察官署の留置場に於てするを例とするも、其の一月以上に該る者は監獄に送致するのみならず一月以下の者と雖監獄最寄の卽決官署は之がし、其の餘は悉く留置場に於て執行するものとせば大差なしと信ずるを以て、前者に就ては監獄費に依り、後者に付ては警務費の留置人費（食費のみに依る其の他の雜費は之を算出し難きを以て暫く措く）に依り之を計算したり。

以上裁判事件及犯罪卽決事件に於ける笞刑處斷結果を合するときは、行刑費の節約額は

大正三年度　三十七萬四千四百七十五圓十五錢
同　四年度　四十六萬八千八百〇五圓六十五錢
同　五年度　六十六萬七千七百五十一圓三十五錢

此の平均年額五十萬三千六百七十七圓三十八錢の巨額にして、前記三箇年の平均監獄費百二十四萬

六千六百十五圓に比するときは、實に其の四割零四厘强に相當せり。又監獄拘禁の關係に付て見るに

大正三年度	一日平均	三千二百七十二人
同　四年度	同	四千百二十三人
同　五年度	同	五千八百四十九人

此の平均一日四千四百十五人の緩和にして、右三箇年に於ける受刑者及勞役場留置者の一日平均人員九千二百三十八人なるに比すれば、其の四割七分七厘に當れり。今假りに本制度の制定なしとせば此等笞刑處斷者は各其の基本刑たる懲役、拘留の執行若は罰金科料の不納に因る勞役場留置の執行の爲め之を監獄に拘禁せざるべからず。而して現在監獄の設備を見れば、本分監二十二箇所を合したる監房の總坪數は其の內法に於て二千二百餘坪に過ぎずして、現に拘禁せる在監者の總數は一萬二千二百六十人なり。(大正六年九月三十日現在)卽監房一坪の平均收容人員は五人五分强に當り、而も之を男女監、旣決、未決、病監、獨居其の他罪質犯數等に依り可及的法定の分類拘禁を實行する結果、收容密度の最高きは一坪の平均八・九人に上れるものあるの實況なるを以て、新に監獄を增設するにあらざれば到底前記多數の人員を收容するの餘力なし。今假りに四百名を收容し得べき規模の監獄とせば約十一箇所を新設せざるべからず。而かも此等短刑期囚に對して十分なる行刑の效果を收めむとせば、多數の分房設備を要するを以て勢ひ建築費を計上し、一箇所に付二十五萬圓の費用を見積るも合計二百七十五萬圓を支出せざるべからず。然るに舊韓國より引繼ぎたる獄舍は規模狹小なるのみならず、構造亦不完全なるを以て之が改築增築に付ては、年年巨額の經費を支出し銳意改善を圖るも尙其の在監者增加の趨勢に伴ふを得ざる現狀に於て更に敍上の如き多數の監獄を增設せむことは、到底之を望みて得べきにあらず。又警察官署の留置場に於ける拘禁の緩和は、一箇所に於て一日平均二人以上に相當し、監房の少きと戒護吏員に乏しき警察官署に於ては、之亦輕視すべきにあらず。

以上に依り之を觀れば笞刑制度は監獄に於ける行刑費の節約及拘禁密度の緩和と、頗る重要なる關係に在ることを知るを得べし。

四　朝鮮笞刑令制定の要旨及其の將來

朝鮮に於ける笞刑の現狀は前述の如くにして、刑罰上重要なる位置を占めつつあるも、果して此の制度が朝鮮の實情に適應せるや否やに付ては更に進んで之を研究せざるべからず。蓋し其の適否は實に本制度の將來に於ける運命を支配すべき關鍵たればなり。抑帝國が明治十五年一月一日改定律令に於ける笞刑を舊法制の殘影として全く之を廢止したるに拘らず、其の後臺灣、關東州に本制度を設けて朝鮮に之を施くに至れるもの素より相當の理由無くむばあらず、今朝鮮に於ける制定の理由を究めむとせば、其の母法たる臺灣の罰金及笞刑處分例制定當時の事由を原ぬるを捷徑とす。夫の領臺後同島に本制度を施かむとするや、頗る反對論の沸騰を見たるも、島民の多くは廉恥を知らず、事理を解せず、其の生活程度の低き者に在りては監獄の拘禁に對して殆ど何等の苦痛を感せず、此種の犯人に對し短期の自由刑を科するも其の效果は到底多年威嚇せられたる笞刑の效果の顯著なるに如かずと

の理由を以て、遂に反對論を鎭壓して本制度を實施するに至れり。朝鮮に於ける制定の理由亦異なるなし。試に朝鮮罪囚の敎育程度を示せば卽大正四年西大門監獄拘禁の朝鮮人男受刑者千三百三十人中國文竝漢字を解し得る者百分の十八、諺文を解し得る者百分の十二、其の餘の百分の七十は眼に一丁字なき者なり。京城を中心として其の附近の犯人を收容したる西大門監獄の實況にして既に斯の如しとせば、他の地方監獄に於ける罪囚の敎育程度が更に之れより低級なるべきは推知するに難からず。卽此等無敎育なる罪囚の大部分は、榮譽心なく羞恥の觀念なき劣等者なるを以て、此の如き犯人に對し短期自由刑を科するも完全に行刑の效果を歛め難きは識者を待たずして明なり。此等犯人に對して效果ある刑罰を覓めば、唯本制度の採用あるのみ。何者精神的痛苦の遲鈍なる者に對しては迅速に痛若を實感し得べき體刑を科するの外途なければなり。殊に臺灣に於ては本制度の外一面人民の强烈なる拜金思想を利用し、自由刑を罰金に換へ因りて適切に刑罰の痛苦を實感せしめ、以て其の效果を收め得らるべきも、朝鮮に於ては此かる法制を併用する能はざる事情ありて、臺灣に比し笞刑制度を設くるの必要一層切實なるものあり。是卽朝鮮に於ける笞刑が他の刑罰との步合に於て臺灣の夫れに比し著しき差異を示し以て刑罰上重要の位置を占むる所以なり。要するに笞刑令制定の理由前述の如くなるを以て、敎育の普及に依り智德を涵養し、產業の開發に依りて民度を向上せしめて、現狀に格段なる變遷を見るか、或は本制度に代ふることを得べき最良の刑罰を發見せざる限り、本制度は長く其の將來を有すべし。

上來叙述する所に依りて笞刑は短期自由刑に代へて能く刑罰の目的を達し得べく、且朝鮮の現狀に於て必要缺くべからざる制度にして、其の將來を有すべきものなることを明にしたり。然れども笞刑を以て今尙蠻刑なり酷刑なりとして之を排斥する論者なきにあらず、蓋往時に於ける刑罰執行の慘酷なる印象に捉はれたる議論にして、現時の改善せられたる制度に對しては殆ど其の論據を失ひ、傾聽するの價値なきが如くなるも、事の序に其の論旨に對し聊批評を試みむとす。凡そ笞刑反對論の要旨は左の四點に存するが如し。

一、笞刑は受刑者の健康を危險ならしむ。
二、性質加辱的刑罰なるを以て、犯人の名譽心を滅却せしめ却て改善の目的を阻却す。
三、執行者の手心に依り公平を失す。
四、執行者自身の名譽心を毀損す。

以下順を逐ふて右の論旨に付研究せん。

一　從來の刑具の大なると、執行方法の慘酷なりしは本論旨の因て生ずる所にして、刑具の如き歐洲に在りては革鞭、革紐、牛の陰莖等種種あり。就中九尾狐とも譯すべき笞の如きは

の形狀を成し、革製九筋の細條に多數の結び玉を付し、細條の長さ一米突半、握柄五十糎米突を有し、一見戰慄に値すと云ふ。又韓國在來の笞杖は荊條にして長さ三尺五寸、太さ笞は大頭徑二分七厘、小頭徑一分七厘、杖は大頭徑三分二厘、小頭徑二分二厘を有せり。而かも之を以て小なり

とし有司濫りに長大の笞を用ゐたるが爲め屢之が匡正の詔勅を發せられたることあり。又執行方法に付ても各國何れも猛烈にして、就中獨逸の典獄ウキルト氏の語る所に依れば、普通健康體に在りて第五擊に至れば皮膚斷裂し執行後に於て局所の出血甚しく其の害毒延びて血肉に及ぶ云云、又朝鮮在來の笞刑者は執行後の休養長きは一月乃至二月に及びたるものありと云ひ、我が舊幕の百箇條の御定書の末尾に「御仕置仕形之事」の一條あり。其の第三十一項には「一敲　數五十敲　重きは百敲（中略）科人の肩脊尻を掛骨を除、絶入不仕樣檢使役人を遣、牢屋同心に爲敲候事」とありて何れも其の執行の猛烈なりしを想像し得べし。此の如き刑具と執行方法とは被罰者の健康に著しき障害を貽し、時に生命の危險を惹起し笞刑の執行が死刑の執行と同一の結果となり、其の不當なること固より論を須たず。然れども現行制度に於ける笞は舊幕の制を參酌制定したる臺灣の製式に則りたるものにして、笞刑令施行規則第十一條に依れば、笞は長さ一尺八寸、厚さ二分五厘、笞頭七分、笞柄四分五厘にして、竹片を以て之を作り、疎節を削除し、麻を以て縱に之を裏み、笞頭は斷餘を片頭に一寸二分を剩し、笞柄は六分を剩し、麻絲を以て密に其の外部を横纏し、一纏毎に背部に交結して一條稜を成し、長さ五寸布片を以て其の笞柄を包み、外徑は笞頭二寸二分、笞柄一寸五分とすと定めたり。卽其の長さに於て從來の約二分の一、其の重量も概ね三十匁內外に過ぎず。而して其の執行は一定の姿勢の下に右の隻手を以て鞭下し、打擊力甚しく强烈ならず、且引打、横打を禁じて皮膚の毀損を防ぎ、執行前醫師をして健康診斷を爲さしむるを原則とし、其の執行に適せざる者

と認めたるときは之が執行を猶豫し、若は免除する等執行上細密なる規定を設け、以て論旨の如き危險の發生を防止したるを以て現行制度に對しては本論旨は其の理由なし。

二　笞刑は加辱的性質なるを以て犯人の名譽を毀損すと論ずるも、本刑が刑罰中單り此の特質あるにあらず。又此の觀念に付ては時と場所とを離れて一般的に論ずべきものにもあらず。其の文化の程度と風俗慣習とを顧慮するの要あり。夫の刑法大全に於ては官吏就中司法官、司獄官、警察官の職務懈怠等に對する懲戒（同法典は之を刑罰として規定せり）若は瀆職罪に對する制裁としてさへ笞刑を科すべき旨を規定して之を怪まず、何者卽笞者恥也。薄懲示辱所ニ以發ニ其恥心一也　とは東洋に於ける刑政思想にして之を繼承したる朝鮮に於ては歐米先進國に於ける今日の法制觀念を以て律すべからざるものあると同時に、一面に於ては何等犯人の情狀を顧慮することなく千篇一律に笞刑を科するは、固より穩當ならざるを以て現行笞刑令に於ては情狀に依りて之を科することを得るの規定を設け、以て笞刑の目的以上に受刑者に苦痛を與へざらんことに留意せり。又往時に於ける笞刑執行は多く之を公開したるが如し、卽我德川百箇條御定書に依れば「牢屋門前にて（中略）爲敲候事、但町人に候得ば其家主、名主、在方は名主、組頭、呼寄敲候を爲見候て引渡遣、無宿のものは牢屋門前にて拂遣す」の規定ありて、敲の執行を公開したること明にして舊韓國の笞刑執行亦同樣なり。歐洲に於ても亦之を公開したるが如し（佛國に於ては死刑の執行を市中に於て公開するの規定殘存せり。現時に於ては實際人出なき早朝に於て之を執行し、殆ど公開の事實なきが如し此等の事實に徵するも笞刑の執行を公開したるや推知するに足らん）斯の如き笞刑罰執行の公開に依る加辱は、其のものを以て恥辱的性質なりとする觀念を增大せ

しめ、茲に反對論旨を生せしめたる所以なりと雖、現行笞刑令に於ては一定の官吏の外其の場に入るを許さざるは勿論、同時に笞刑受刑者二人以上あるときは一人宛執行し、其の間他の一人は其の場に入らしめざる等之を密行して被執行者の名譽を維持せむことに注意したり。之を要するに本令は一面密行主義を採りて公開に因る加辱を摘去し、一面情狀に依り之を選擇するの自由を與へたるより、處斷結果より觀るときは笞刑に處せられたる者は一定の住所なく、或は資產なきか若は其の之れあるも榮譽觀念なき劣等なる犯人に限られ、論者の謂ふが如く笞刑に因り喪失すべき名譽は殆ど之を有せざるもの多き實況なり。故に現行の笞刑が他の刑罰に比し特に多大なる屈辱を被罰者に與ふるものなりと謂ふを得ざるを以て、現行制度に對しては本論旨は其の理由なし。

三　笞刑は執行者の手心に依りて輕重の度を異にし公平を失すと謂ふは一應の理由あり。笞は固より人爲の鞭下なるが故に、力量の多寡、打擊の巧拙等各箇の事情は裝鉄機の如く終始一貫同一の壓力を期し難しと雖も、苟も執行者にして法規の精神を體得し方式に準據して執行せば其の打擊力に若干の差違ありとするも、直に之を以て不公平に行はるるものと謂ふべからず。若夫之を不公平なりと謂はば各種の刑罰何れか公平を失はざるものあらんや、自由刑に於て然り、罰金刑に於て然り、科罰の痛苦は受刑者各個の事情に依り決して同一なる能はず、誰か之を以て公平を缺くと謂はんや然り之を以て自由刑、財產刑を排斥する者は殆ど之れあらざるなり。論旨の如きは執行者の心得としては金玉の價あるべし、未だ以て本制度反對の理由とするに足らざるなり。

四　笞刑は執行者の名譽を毀損すとは執行者自身に於て斯の如き蠻的行爲を爲さざるべからざるかとの觀念は、以て執行者自身の名譽を損するものなり。是れ國家は國民一般に對して權利と名譽との觀念を養成するに依りて社會の秩序を維持せむとする要求に背離するものなりと云ふに在り。是れ笞刑の執行方法が動物制御に似たるを以て蠻的行爲なりと妄斷する結果に外ならず、若此の如き理法を以て自由刑を律せば彼の聯鎖を以て兩囚を連絆するが如き監房に收禁するが如きは動物飼養驅使の狀態に髣髴として。戒護官吏は悉く名譽心を害すと謂はざるべからずして結局國家は其の行政機關として監獄の存在を容さずと云ふに歸すべし。夫れ笞刑の執行も亦國權の發動に基き、其の一鞭一撻は犯人を膺懲し、且一般を警戒し、因りて以て國法の威嚴を維持する作用にして、且一面犯人の改悛を促すの慈悲なりと謂ふを得べく、苟も執行者にして此の觀念を持し、其の職責の重きを自覺せむか、却て名譽心の向上となるなからむや。夫の歐米に於ては學校罰として教師自ら之を生徒に執行して教育的訓戒に應用するもの尠からざるに徵するも本論の理由なきこと明なり。

笞刑反對論旨は前叙の如くにして毫も本制度を批難攻擊すべき價値なきのみならず、本制度は却て他の刑罰に比し幾多の特色を有せり今之を摘述すれば

一　自由刑の執行に比し受刑者の健康を損すること少なし　卽監獄行刑事務中衞生、醫療の點に付ても各國競ふて其の周到を期する所なりと雖、素より之を獄外の生活に比すべくもあらず。笞刑は其の場に於て執行し長く獄裡に拘禁せざるを以て自由刑の如く健康を損すること少なし。

二　刑罰執行の惡影響を家族に及ぼさず　夫れ刑は一身に止まるを原則とすと雖、自由刑は其の拘禁に因り財産刑は其の徵收に依りて家族の生活狀態に著しき困難を來すことありて、往往家族の犯罪の素因を爲すことあり。笞刑は斯かる惡影響を及ぼすこと少し。

三　短期自由刑の弊害を除去することを得　短期自由刑の弊害に付ては既に定評の存する所にして之を避くるが爲には、幾多考案の實行せらるる所にして獄政當局は之が排除に勗むる所なりと雖、其の效果に至りては初めより入監せしめざるの確實なるに如かず。

四　行刑費を節約することを得　其の節約額の巨額に上れるは前項既述の如くにして國家は之を他の施設に轉用せば國利民福に資すること頗る大なるべし。

五　生産力を減せず　卽自由刑の如く獄舍に拘禁せざると、身體の健康を損せざるとは以て生産力を減耗せざるや明なり。

六　行刑の效果顯著なり　卽ち笞刑は直接肉體に執行せらるるを以て痛苦の實感迅速且强烈なるが故に、膺懲的效果は頗る顯著なりとす。時に自由刑を厭忌し笞刑を希望する者なきにあらずと雖、是未だ曾て笞刑に處せられたることなき者にして、唯釋放の速かなるを希ふに過ぎず。笞刑の前科ある者にありては其の痛苦に畏れて自由刑を希望する者の頗る多きに觀るときは其の效果の顯著なる推して知るべし。

以上の特色は假りに笞刑が他の刑罰に比し多少の非難ありとするも、之を償ひ得て餘りあるものにして笞刑が刑罰上其の生命を失はざる所以蓋茲に存すと謂ふべし。

論じて茲に至れば朝鮮に於ける笞刑は經驗に鑑み事情に照らし、頗る適實愼切なる制度なりと謂はざるべからず。從て現時に在りては笞刑制度の是非を論難し、或は其の效果を云爲するの時期にあらず。苟も職に其の衝に當る者須らく之が改善發達を圖り、以て刑政上の要求を滿足せしめざるべからず。(完)

(本稿は公務の餘暇學者の著書を涉獵し之を統計其の他に參照し主として朝鮮に於ける笞刑の現狀を叙せむか爲め急遽起草したる一篇なれば素より調査の杜選にして論旨亦正鵠を得ざるものあるは顧みて忸怩たる所なり希くば諸大家の正斧を下されむことを)

統計

○大正七年九月中入出監並月末在監人員 (△ノ減)

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
受刑者	五三、七八六	四、八八九	五、七一一	五二、九六四	五三、八一〇	五〇、三六一	△八四六	二、六〇三
刑事被告人	七、一八二	六、三一一	四、六三五	八、八五八	七、一八九	四、四四七	一、六六九	四、四一一
勞役場留置者	三二二	三九八	三五五	三六五	三二二	五八六	四三	△二二一
乳兒	三八	一〇	一三	三五	三八	二七	△三	八
總計 男	五九、〇一三	一〇、九四七	一〇、〇三二	五九、九二八	五九、〇四四	五三、一六二	八八四	六、七六六
總計 女	二、三一五	六六一	六八二	二、二九四	二、三一五	二、二五九	△二一	三五
總計 計	六一、三二八	一一、六〇八	一〇、七一四	六二、二二二	六一、三五九	五五、四二一	八六三	六、八〇一

備考 內朝鮮人受刑者男五九人刑事被告人男二四人、外國人受刑者男三七人女二人刑事被告人男四人アリ

○大正七年九月末日現在在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、二三二	—	一、二三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二三二	—	一、二三二
東京	一六〇	一八八	三四八	四八四	二五	五〇九	二七	一	二八	一	一	二	六四一	八五	六九六
豐多摩	一、三五六	—	一、三五六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三五六	—	一、三五六
巢鴨	二、四九四	—	二、四九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、四九四	—	二、四九四
横濱	一、五六五	六一	一、六二六	九六	三	九九	一七	一	一八	一	—	一	一、六四三	六六	一、七〇九
浦和	一、〇九一	—	一、〇九一	六六	—	六六	五	—	五	—	—	—	一、六六二	—	一、六六二
前橋	八七二	—	八七二	三三	—	三三	五	—	五	—	—	—	九〇〇	—	九〇〇
千葉	八八五	三八	九二三	六五	二	六五	一〇	—	一〇	—	—	—	九五六	四〇	九九六
水戸	七三五	四	七三九	一四二	四	一四六	一	—	一	—	—	—	八五八	九	八六七
宇都宮	七〇六	二二	八二八	四九	二	五一	九	—	九	—	—	—	八二四	二四	八八九
長野	一、三一七	五〇	一、三六七	一六六	六	一七二	八	—	八	—	—	—	一、四九一	五六	一、五四七
甲府	六〇一	一三	六一四	四二	四	四六	八	—	八	—	—	—	六五一	一六	六六七
靜岡	九一五	二五	九四八	一一八	二	一二〇	一三	—	一三	—	—	—	一、一〇五	二五	一、一三〇
名古屋	二、五九九	四七	二、五四六	四二五	四	四四七	一一	—	一一	—	—	—	二、七八四	五一	二、八三五
安濃津	六八二	五一	七三五	一八五	一	一八六	五	—	五	—	—	—	八七〇	五二	九二二
膳所	六五六	一七	八〇七	五一	一	五二	一	—	一	—	—	—	六八八	一七	八六一
岐阜	八二五	二八	八五三	九二	二	九四	六	—	六	一	—	一	九二四	三一	九五五
金澤	一、〇八五	五七	一、一四二	一一	一六	二七	五	—	五	—	—	—	一、二〇一	六二	一、二六三
新潟	八〇二	四一	七四三	八九	二	九一	一一	—	一一	—	—	—	八〇三	四五	八四八
福島	八四一	—	八四一	一四一	九	一五〇	六	—	六	—	—	—	九八八	九	九九七
宮城	七五五	二	七五七	一五一	一	一五二	二	—	二	—	—	—	九〇八	四	九一二
盛岡	四五六	三九	四九五	四七〇	二八	四九八	二	—	二	—	—	—	四七〇	四五	四七五
青森	四四一	一	四四二	二七	一	二八	一	—	一	—	—	—	四七二	二	四七四

山形	三九五	一〇八	五〇三	四三	五	四八	六	二	八	五	—	五	四四七	一一五	五六二
秋田	四〇六	三	四〇九	五五	二	五七	九	四	三	—	—	—	四七〇	九	四七九
京都	一、三四三	六〇	一、四〇三	三三三	六	三三九	九	一	一〇	—	二	二	一、六八五	六九	一、七五四
大阪	三、〇五四	—	三、〇五四	七九二	一八	八一〇	二	二	一五	—	—	—	三、八五七	一〇	三、八七七
奈良	九九一	—	九九一	九一	六	九七	四	—	四	—	—	—	一、〇八六	六	一、〇九二
和歌山	六〇一	三五	六三六	二六一	三	二六四	四	二	六	—	—	—	八六七	三九	九〇六
神戸	一、九〇八	九四	二、〇〇二	三四〇	二五	三六五	七	一	八	—	—	—	二、四五五	一一八	二、五七五
岡山	一、一四〇	三〇	一、一七〇	四五二	九	四六一	一七	—	一七	二	二	四	一、六一二	四一	一、六五三
廣島	一、二九〇	一九一	一、四八一	五四七	二	五四九	七	一	八	一	一	二	一、八三六	二〇四	二、〇四〇
山口	一、〇八〇	六	一、〇八六	三五四	二	三五六	五	—	五	—	—	—	一、六三七	八	一、六四五
松江	一、〇八〇	七六	一、一五六	四四	一	四五	六	一	七	三	—	五	一、一三五	五六	一、一九一
徳島	七六九	五八	八二七	二七	一	二八	一	—	一	—	—	—	七九七	五九	八五六
高松	七一五	一九	七三四	六五	一	六六	五	四	七	—	—	—	七八五	二二	八〇七
松山	七二一	一五	七三六	二三四	四	二三八	六	—	六	一	—	一	八四三	一八	八六一
高知	七一五	三五	七五〇	二七	一	二八	九	一	一〇	一	一	二	七五三	三七	七九〇
三池	一、三四六	—	一、三四六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三四六	—	一、三四六
長崎	一、四七八	三	一、四八一	一〇八	三	一一一	二	—	二	—	一	一	一、五九七	七	一、六〇四
福岡	二、一四〇	一九二	二、三三二	一、〇〇一	七	一、〇〇八	一四	五	一七	二	—	二	三、一五七	二〇二	三、三五九
大分	六二九	一〇	六三九	三三	四	三七	—	—	—	—	—	—	六六二	一四	六七六
佐賀	五〇八	—	五〇八	二七三	一	二七四	一	一	二	—	—	—	七八一	二	七八三
熊本	四八三	—	四八三	二六七	四	二七一	八	—	八	—	—	—	七五八	四	七六二
宮崎	六〇四	二二	六二六	八六二	四	八六六	八	—	八	一	—	一	六九五	五七	七五二
鹿兒島	七九九	四三	八四二	四五	二	四七	六	二	八	—	—	—	八三〇	四七	八七七
沖繩	四八九	二七	五一六	三一	二	三三	一四	五	一九	一	一	二	五三五	三五	五七〇
函館	七六一	五七	八一八	五八	三	六一	一	一	二	二	一	三	八五二	三二	八八四
札幌	一、四八一	六六	一、五四七	一三八	—	一三八	四	—	四	—	—	—	一、六二四	六五	一、六八九
樺戸	二六	—	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六	—	二六
十勝	一、〇〇五	一〇	一、〇一五	三一	—	三一	—	—	—	—	—	—	一、〇三七	一〇	一、〇四七
網走	四五一	一	四五二	三	—	三	—	—	—	—	—	—	四五四	一	四五五
總計	五〇、九一八	二、〇四六	五二、九六四	八、六六二	一九六	八、八五八	三二七	三八	三六五	三一	一四	三五	五九、九二八	二、二九四	六二、二二二

○大正七年九月末日現在受刑者刑名表（△ハ減）

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
	無期	五五〇	二六	五七六	五七八	五二〇	△二	五六
懲役	十五年以上	一、〇九三	三八	一、一三一	一、一一九	九〇八	一二	二二三
	十五年未滿	一、五四八	四五	一、五九三	一、五九五	一、三七六	△二	二一七
	十年以下	九、一五九	二七二	九、四三一	九、四二六	九、三八九	五	四二
	五年以下	七、六七一	二八八	七、九五九	七、九一一	七、三三〇	四八	六二九
	三年以下	六、七一四	三二五	七、〇三九	七、〇三九	六、六七六	〇	三六三
	二年以下	九、六八〇	四一三	一〇、〇九三	一〇、〇五五	九、七六三	三八	三三〇
	一年以下	九、二八四	三三九	九、六二三	九、七三八	八、六七六	△一一五	九四七
	六月以下	四、〇五二	一九四	四、二四六	四、五九五	四、一二〇	△三四九	一二六

期	三月以下計	無期	禁錮 十五年以上	十五年未滿十年以下	十年以下五年以下	五年以下三年以下	三年以下二年以下	二年以下一年以下	一年以下六月以下	六月以下三月以下	計	拘留刑	合計	受刑者ノ犯數 初犯	累犯	計	受刑者ノ年齢 十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	計
	五〇、六六〇	—	—	—	—	四	二	九	三三	八〇	一三二	一二六	五〇、九一八	二一、三七五	二九、二八五	五〇、六六〇	一、八八〇	二、五五〇	四六、四八八	五〇、九一八
	二、〇一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三	二、〇四六	一、二九六	七一七	二、〇一三	一二八	一二二	一、七九六	二、〇四六
	五二、六七三	—	—	—	—	四	二	九	三三	八〇	一三二	一五九	五二、九六四	二二、九六一	三〇、〇〇二	五二、六七三	二、〇〇八	二、六七二	四八、二八四	五二、九六四
	五三、一六四	—	—	—	—	四	三	八	二九	七一	一一九	五二七	五三、八一〇	二二、九六一	三〇、二〇三	五三、一六四	二、〇二七	二、九二六	四八、八五七	五三、八一〇
	四九、八九〇	—	—	—	—	一	五	一一	四七	二三三	二九八	一七三	五〇、三六一	二〇、一五三	二九、七三七	四九、八九〇	一、九四二	二、五二三	四五、八九六	五〇、三六一
	一二六	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	四九一	—	—	—	—	〇	一	一	四	九	一三	三六八	八四六	二〇一	四九一	二〇一	一九	二五四	五七三	八四六
	一五〇	△	△	△	△	三	三	二	一四	一五三	一六六	一四	二、六〇三	二、五一八	二、七八三	二六五	六六	一四九	二、三八八	二、六〇三
	二、七八三	—	—	—	—	三	三	二	一四	一五三	一六六	一四	二、六〇三	二、五一八	二、七八三	二六五	六六	一四九	二、三八八	二、六〇三

○大正七年九月末日現在在監受刑者罪名表

(△ハ減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
刑 竊盜	二七、四二二	九一六	二八、三三八	二八、四八二	二六、五七一 △	一四四	一、七六七
強盜	二、三六一	一九	二、三八〇	二、四〇七	二、四八九 △	二七 △	一〇九
賭博及ヒ富籤	二、九二五	八七	三、〇一二	三、三一八	二、九九四 △	三〇六	一八
詐欺及ヒ恐喝	五 四二	一二三	六、〇六五	六、〇七二	五、九二〇 △	七	一四五
横領	二、六二五	四〇	二、六六五	二、六八八	二、四八九 △	二三	一七六
藏物ニ關スル	九四九	三七	九八六	九九七	七四四 △	一一	二四二
毀棄及ヒ隱匿	四五	—	四五	三八	四七	七 △	二
通貨偽造	一七六	三	一七九	一八四	二〇四 △	五 △	二五
文書、有價證券偽造	一、二五八	一八	一、二七六	一、二九六	一、一六五 △	〇	一一一
印章偽造	三四	—	三四	三四	二四	〇	一〇
偽證及ヒ誣告	九〇	一	九一	九九	一一六 △	八 △	二五
瀆職	七〇	—	七〇	六六	七〇	四	〇
猥褻姦淫及ヒ重婚	四三三	一五	四四八	四四〇	三七五	八	七三
傷害	一、七〇七	三〇	一、七三七	一、七三〇	一、六七〇	七	六七
殺人	二、二六八	一九〇	二、四五八	二、四六八	二、三四五 △	一〇	一一三
嬰兒殺	三六	一四八	一八四	一九二	一五七 △	八	二七
逮捕及ヒ監禁	一五	一	一六	一二	一四 △	四	二
贈賄	四六	七七	一二三	一三八	八八 △	一五	三五

法	公務執行妨害	五七	一	五八	六三	〇	五
	逃走、犯人藏匿及證據湮滅	四三	一	四九	三六	六	七
	騷擾	一〇六	一	一〇六	二六	六八	八〇
	放火	一、一八一	二六〇	一、四四一	一、三九九	六	四二
	住居ヲ侵ス	二〇九	一	二一〇	二一一	一	一
	略取及ヒ誘拐	九〇	一八	一〇八	八一	四	二七
	其他	二五七	二六	二八三	二五二	二〇	三一
	計	五〇、三四五	二、〇一一	五二、三五六	五二、八二五	四九、五五〇	四六九	二、八〇六
諸規則	陸海軍刑法	四〇	一	四〇	四一	五九	一	一九
	森林法	一三九	一	一四〇	一四二	一五四	二	一四
	鹽兵令	一三	一	一三	一五	二一	二	八
	郵便並電信法	三八	一	三八	四〇	二八	二	一〇
	其他	二一九	一	二二〇	二二二	三七七	二	一五七
	警察犯處罰令	一〇四	二六	一三〇	五〇五	一六一	三七五	三一
	縣府縣令及ヒ警察令	二〇	七	二七	二〇	一一	七	一六
	計	五七三	三五	六〇八	九八五	八一一	三七七	二〇三
總計		五〇、九一八	二、〇四六	五二、九六四	五三、八一〇	五〇、三六一	八四六	二、六〇三

寄書　(三三)

寄書

○捕縛まで

勝堂學人

(一)

富田驛駐在所へ宿帳を持參した女中があつた、巡査の妻は人相や風體を女中に尋ねた、手配中の逃走犯人らしいので四日市署へ電話を掛けた、三名の巡査は木賃宿へ急行して逮捕した、彼れの白狀はかうであつた。

自分が五たび調べを受ける朝に、何だか死刑になるやうな氣がした、そうかうして居る間に、馬車で裁判所へ送られた、午飯の時に監房の戸を半分ばかり開けて直く締めたが不完全らしい、看守人は外へ出たから戸をそつと押して見た、開くらしい、そつと開けて又締めて入口まで出た、看守人の隙を見て小門を開けた、靜かに締めて裁判所の裏通りに出た、そうして警察から護送された途を驅けて堤防へ上つた、橋を渡り踏切りを越えて神社の石段を上つた、それから山傳ひに公園裏を北に行き山の半腹で一休みした、見渡せば田野前面に開けて遙かに高田本山を望み人影全くない。暫時にして刑事巡査らしきもの二人づゝ三組通つた、追手が來たやうな氣がしたので樹蔭に隱れた、そうして晝は捕まると思つたから夜山を下りた、提灯の光が見えたから横手の土手に身を潛めて行き過ぎるのを待つた、それから鐵道線路に入り踏切りを通つて國道に出た、高田本山附近で巡査らしい人に會つた、捕まりそうであるから貨車に乘る積りで一身田停車場へ行つた、靴音が近づいたので元の道に戻り本山の裏手の山に這入つたのが夜明け頃であつた、それから鐵道線路傳ひに下の庄驛方面へ行き南踏切りを通つて山へ這入つた其處に一軒家があつて老夫婦が居た、親に叱られて逃げて來たと詐つて與へられた午飯を喫べた、露

に濡れた着物を火に乾し傘を借り龜山の方へ行つた鐵橋近くの假橋を渡り裏道を通つたが人の氣配がしたので引き返し道を關町の方へ轉じた、此處にも追手らしき人が居たので後戻りした、饂飩屋へ這入らうとしたが提灯の燈火が見えたので復た戻つて料理店へ這入つた、雨に濡れたり跳足であつたので怪しまれぬかと思つた、酒も飲み夕食も濟ましたが雨風は益々烈しくなつて暴風雨になつた、料理店の客の名を云ひ其雇人と詐つて宿泊を求めたが承諾しない雨風は愈々烈しくなつたのでやつと宿泊を承諾した、夜明け前に雨傘一本を持出して近くの厩に隠れた。若い男や女が捜しに來たらしいが居ないと云て歸つた、それから厩の持主らしい人がお前は何處の者かと尋ねるから椋本の者だが遊廓の戻りである、餘り早いので休んで居たと答へた、其女は何か云ひながら去つた、此邊にまご〳〵して居ては捕まると思つたので鐵道線路の方へ行つた、けれども橋が流れて通行が出來ないので道を東海道へ轉じた、其界隈は祭典であつたから大阪から横濱へ行くものだが脚氣症に惱み困難して居ると詐り餅や鮓を買ひ飢を凌いで石藥師に着いた、此處も祭典で花角力歸りの若い者が通ふるから其群に入り東海道を上つた、日は漸く暮れて方角さへ別らなくなつた、小屋も空屋も見當らないので桑畑に這入つた、晝の疲れや精神の過勞で其處に眠つて仕舞つた、醒めると人が通ふるので驚いた、饑喝に迫られて乞食しながら追分に着いた帶を賣つて木賃宿に泊らうと思つたが買手がない、足が痛んで歩るけない、追手の心配など何時しか失せて濱田の饂飩屋で一と休みした、其處で初めて逃げて來たことに氣が付いた、それから木賃宿に泊まつたが不安心なので散歩に出ると云つて其處を去つた、人力車を備ふて四日市の親族を尋ねた、主人は車賃を貸したが旅金を貸さぬと云つた、が、捨てるから拾へと云はれた、五圓の旅金を得て名古屋迄逃げ延びる決心であつた夕食代りに饂飩を食べた、床屋で顔を剃り飲食店で酒を飲み人車に乗つて富田へ着いた、富田の呉服屋で着物を見て居ると汽車の音がした、時間を尋ねて見たが間に合はぬらしいから明日一番で行くことに決心して木賃宿に泊まつた、女中は駐在所へ届けて歸つたらしい、一度見に行くと云ふ聲を耳にしたので逃げようかと思つた、それから家内も靜まり表戸を締めたので安心した、間もなく表戸が開いて巡査が二階に來た、僞名を云ふて名古屋のものだと言ひ張つたが着物が似て居るから逃走者だと云はれ駐在所まで引かれた、名古屋のことを聞かれたが答辯が出來なかつた、伊賀の丸柱だと云つたが小字を聞かれて答に窮し逐一白狀した。

(二)

彼れが裁判所留置場から逃げたと云ふ急報のあつたのは午後一時頃であつた、直ぐ彼れを追跡すべく命じた續いて先き廻はりして彼れの行手を要扼させた、それから非常召集を命じて幹部を一室に集めて密議を凝らした、彼れは何故に逃げたのか、彼れは死刑になつたと云ふことや、氣に入つた女の名や、怨みのある人の名や、辭世のやうなものを書いた、そうして其樂書を讀んで見ると本氣の沙汰とは思はれない、彼れは精神に異狀を生じたではなからうか、念のために彼れの遺傳系統を調査して見た、處が近親に精神病者がある、彼れが近親に害を加へやうとして囚はれの身となつたから其怨みを霽さんがため逃走したのか、それとも到底罪を免れることが出來ないと覺り逃走したのか、捜索方針を定むべく餘りに原因が多岐であつた、けれども限定するの不得策と思はれたから精神病の發作、兇行の讀行、刑執行の免脱と想定して探偵を進むることになつた。

秋の日足も早くたそがれる頃、跳足の若い者が北を指して行き過ぎたのを見たものがあつた、其人相風體が彼れであることは疑ひない、それから

搜索隊として本部、本隊、別働隊を組織して自轉車の心得あるものを多く選拔した、本部には數名晝夜詰め切りで諸方面の情報を聽き連絡を取ることにした、別働隊は東西に分配され南北に派遣された、國道や里道にはそれ〳〵手配りされた、本隊は關町に出張して龜山加太方面搜索の任に當つた、そうして彼れを捕へずに置かぬと云ふ緊張した氣分になつた、彼れは殺人犯の被告として囚はれた、彼れの逃走は縣民をして不安の念を起させた、彼れを一日も早く捕縛して彼れの逃走に依つて與へられた民衆の不安を休めねばならぬ責任もあるから寢食を忘れて活動した、が、其の日は彼れの姿を見出さなかつた。

(三)

彼れが北方指して逃げたことや、銃獵家であつて地理に精しいことは分つたが、前日の報告は彼れの行方を探るべく餘りに貧弱であつた、彼れは午飯を喫べた限りて餓喝に迫られて居る、所持金がないから人の物を取るか、無錢飲食するか、自殺するか取るべき手段は是れより外にない、彼れは水死したではなからうか、海邊や水際を探した、彼れは轢死したではなからうか、鐵道線路を搜索した、彼れは縊死したではなからうか、雜木林を探した、別働隊は彼れの所在を突き止むべく活動したが何の手がゝりもなかつた。

夕方から空模樣は惡くなりだん〳〵雨が烈しく風も强くなり瓦を飛ばし塀を倒し樹を折り稀有の暴風雨になり午前一時頃は最も烈しかつた、彼れが如何に我慢强くても此の强雨暴風に抵抗して山野に起伏することは出來なからう、それに飲まず食はずに居られやう筈はない、彼れは旅館に行くか、飲食店へ行くか、農家に行き餓喝を凌ぎ風雨も避けねばならぬ、彼れは龜山や關で淺酌低唱遊んだこともあり飲めや歌へで騷いだこともあるらしい、氣に入りの女の名を樂書したのは其の思出の一つである、彼れは窃盜をしまい無錢飲食するかも知れぬ、旅舍料理店を點檢すれば捕縛が出來ると信じた電話で其手配をした、が、稀有の雨風で見張りが出來ないばかりか、電話も不通、橋も流れて思ふ樣に活動が出來なかつた。

(四)

彼れが風雨を冒して初更龜山の料理店へ行き翌朝去つたと云ふ情報のあつたのが三日目の午後三時頃であつた、料理店は風雨のために屆出が後れたと云ふことであつた、彼れは厩に居て誰何され何れへか去つたとは判明したが行方が判らない、彼れは關や龜山の警戒嚴重で足を入れることは出來なからう、彼れは知己や親族を便り高飛びする の外策はない、それから彼れの鄕里に急行して調査した結果に依れば彼れの行方は名古屋か四日市である、其方面へ手配りした、午後九時頃四日市へ立廻る樣な氣がするから電話で手配りを聞いて見た電話を切つて十分程經つたとき、四日市の親族へ來たが逃がしたと云ふ電話であつた、張り詰めた元氣に何れへか失せて暫時は言葉も出なかつた、四日市に顯はれるに相違ない、四日市では必ず捕へることが出來ると信じて居た、親族も來たら逃がすやうなことはしないと誓つたが、其信に背いて彼れに加擔した、彼れは人車で乘込んだので見張のものは氣が付かない、旅金を得て去つた後にそれと知つた、彼れは餓喝の心配もなく人車汽車に乘ることも出來る、汽車に乘られては搜査が困難であるから本隊の全員を四日市に急行させ他の援助を得て捕へなければならぬと決心した、時計を見ると名古屋終列車には間がない、桑名から一名乘車して點檢することにした、それが發車前十分である、間に合ふか間に合はぬか心配であつた、暫時して乘り込んだと云ふ電話が來た、彌富驛か名古屋驛から情報の來る豫定であつたが列車着時間後一時間經つても報告がないので遂に彼れを逸したのかと思つた、午前一時頃富田に於て縛に就いたと云ふ快報が來た。(完)

○監獄の三寶に就て

寧樂道人

佛敎を談ずる人々の能く引用する處の聖德太子の十七憲法は其當時の宗敎、政治、敎育、及び凡て社會上の道德を總括して太子が書き殘されたるもので、今日より我々が拜讀しても實に立派なる敎訓を得る事が多いのである。而し其十七憲法の二ケ條に篤敬三寶、三寶者佛、法、僧、是也と示されてある、卽ち佛とは佛陀を中心として、法とは佛の說かれたる法――諸有經文聖敎を云ひ而して此佛法を流布する僧侶を第三の佛と云はれたことは何人も知悉する所である、予輩は玆に佛敎に就て云々するのでは勿論ないが假りに此三寶の語を借り來つて我監獄事業に當て箝めて聊か卑見を申述べんとするに外ならぬ、

監獄の三寶とは何々であるか第一は謂ふ迄もなく監獄に關係を有する法規であつて第二、は監獄テウ建物で、第三が以上の二者を運用する處の監獄官吏を指すのである、卽此第一の法なるものは何人が作られたかと云ふに時代に依り勿論違ふが要するに主權者又は其委任を受けたる職權を有する官吏の作つたもので佛家の所謂法の意味と異ならぬのであるが偖て其佛敎の法なるものは三千年前に既に釋尊に依つて作られたる經典の如く殆ど萬代不易であると云ふに決して左樣ではないので其時代々々に依て變更改廢せらるべきものである、亦是非共爾からざるべからざるものであるからである、と云ふは此監獄法なるもの其時代の要求に應じ能く刑罰の目的をより能く達するものでなくてはならぬことを忘れてはならぬ、――卽ち刑罰の效果を擧げ得る樣でなくてはならぬと云ふのである。

第二の監獄の建築物も同樣であつて刑の效力をより能く達し得る樣に作られなくてはならぬから種々の研究を要することは勿論である、彼等罪人

を容る丶處の建物は法と同樣で非常の苦心と工風を費さなくてはならぬ、殊に建物は屢々建替へることが出來ぬ、又多額の費用を要するからでもあると同時に監獄に忘るべからざる必要の機關である、而して此建築方法の可否に就ても隨分議論のあることで勿論今日迄も充分の研究と調査とを盡されつ丶あるけれども今日の建築法を以て未だ完全のものとは到底認むることは出來ぬ、何故なれば是れは監獄に關する法規と密接の關係を有するのみならず、寧ろ法が此建物の完否に依つて其效果を異にするからである。大體今日の建築法は歐洲文明國の長を採り十分考究されたものであるけれども未だ改良すべき點も多くあること丶信ずる。第一分房制の長所を認むるけれども之れに伴へる短所もあり缺點もあるが如く集合制（又は扇面形）も一應は利便なるが如きも散在制の利益をも決して沒却することは出來ぬ又二階建の利益を認めぬではないが、其反對に使用上大なる不便あることをも外にすることは出來ぬ。其他病監の設計と云ひ炊場物置等の配置及び構造と云ひ十分講究に値する點あることを忘れてはならぬ。殊に拘置監の位置、構造の如きも目下研究中（裁判所構內及び其の附近を可とす）に屬せり、殊に亦近來行政法の進步に伴ひ階級制實施の結果は大に其建築法を改善すると同時に物資の供給及び人物經濟をも企圖せざるべからざる等十分研鑽の餘裕あるべく其他監獄の類別的建築等に於ても今日は一定の定型を確定するの要ありと思惟するのである。最近司法省の橫濱技師の海外に派遣せられたるも惟ふに是等の使命を帶びられたること丶信ずるのである。

第三の監獄官吏の適否及び選任に關する事である。監獄官吏は三寶中の僧に相當するものにして如何に完全なる法規、建物ありと雖も之を運轉活用する監獄官吏にして其人を得ざるときは何等の效果がない許りでなく所謂徒法、廢屋に過ぎざる

ことゝなり百千の改善的施設も唯架空的空中機關に過ぎざることゝなり延いては種々の干格を生じ結局繁褥に陷ることを免れざるに至るのである、——故に監獄當局者の選叙は最も注意を怠るべからざるは勿論であり且つ亦其人を得る底の待遇を爲さねばならぬことは今更事新しく言ふ迄もないが、兎角其人を得ざるの憾みは今も尙前日と異ることなきは寔に慨嘆せざるを得ないのである、惟ふて茲に至れば予輩は監獄改良事業の尙舊阿蒙たるを免かることは其當局者を遇するの途、適當ならざるに原因するは勿論一つは現在の法制が餘りに理想的理論に於て長足の進歩發達を見る割合に內容の之に伴はざるの罪も決して見逃がすべからざる原因なりと信ずるのである。之れを換言すれば所謂理論と實際とが能く一致融合せずして其間に尙數歩の間隔あるに依るにあらざる歟を疑ふのである。彼の昔し伯樂天の質疑に對し烏巢禪師が答へられたる有名な語に諸惡莫作、衆善奉行は佛敎の敎なりと云ふのは三尺の幼童も尙能く之を知るも八十の老翁も之を行ふ能はざるを嘆せられたと云ふ、敎訓は今日の監獄界に於ける實相にあらざる乎、予輩は其比喩の當らずと雖も遠からざるを悲むのである、——之れを反言すれば我監獄事業に關する理論は粗々其歸極する所を窮め得たりと雖も行刑其ものは決して理論を以て遂行し得べきものではないので何うしても實驗が先きに立たなければ眞の價値を認むることが出來ぬのである——尙之を詳言すれば行刑に關する理論のみ（法規も含む）既に達成せりと云ふと雖も我國現在の民度卽ち罪囚の社會上諸般の階級程度が之に伴はざるときは結局俗に云ふ理屈倒れに陷り勞多くして效なきに終らざるを得ぬことゝなるのである。罪囚の感化は卽ち應病與藥的、適應の處遇を要すると云ふのは卽ち之れであつて不應病の投藥は到底無効たることを忘れてはならぬ。殊に罪囚感化は形而上的事實問題であつて、之れに反する有形的且つ理論的空理空論は一紙半錢の價値がないのである。

然れども予輩は勿論學理論を排斥するものにあらずして常に之を監獄行政の指針として尊信するを怠るものにあらざるのみならず其指導の下に進退、動作するに努力することを茲に明言して憚からぬのである。

以上之れを要するに監獄の三實は所謂鼎足の如く偏重偏廢するを許さゞると同時に常に同一の步調を以て進步せざるべからざる性質のものなれば理論家は宜しく實際家を導く爲めには空論を避け實際家は亦忠實なる實行家を以て任じ指導者の言を容るゝと同時に種々進步に資する材料を供給する處の自任と權威を完ふせられんことを希望するのである。附言監獄の建築法に就ても既往の實驗に照して實際家に聞くの雅量あらんことを懇囑する。

雜纂

○予は看守諸君と語る（十八）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

予は左の一問に就き諸君の考慮を煩す所あらんとす、蓋し是等の問題は日常の執務上に屢々出會せざるを得ざる所のものたれば也、而して若し果して之に對し徹底せる解釋を有したらんには、公務上は勿論一身上にも至便至幸如何に大なるものあるべきか、予は之を以て區々たる小問題とは思惟する能はざる也。

一、吾人は何故に仕事を爲すに天を相手とすべき乎

凡そ物の眞相ほど人に解らぬものはなし、如何に調査研究又は查覈彈糺を重ねても、其眞相

を得ること極めて困難にして、多くは誤認謬斷に終るを常とす、之れ人間の不完全なる腦力の如何共すべからざる所にして、強いて之に誤謬なからんことを望むは、寧ろ難きを以て責むるものと云ふべく、如何に聰明なる頭腦を以てしても、總ての推定判斷想像心證等に、一點誤謬なしと云ふが如きは到底得て望むべきことに非ず。

さればにや己れの爲せし仕事に就いても事實を事實として認められず、從つて己が心事をも時に大に誤解せられ、寃枉に苦まねばならぬことの尠からざるは、之れ是非もなき次第と云ふべし、斯の如く世の中は總て間違ひだらけと云ふて差支なき有樣なるに、之をこれ思はずして徒に世人の誤解や不明のみを憤るは、そは寧ろ憤る者の無理たるを知らざるべからず、是に於て乎古人が人を相手とせず天を相手とせよと誨へしは、即ち天は誠にして僞なく、唯だ直と善とに與みし、而して其照鑑は何物も以て之を遮る能はず、明暗悉く照破して眞相に達せずと云ふことなし、天の照鑑ほど賴み甲斐あるものは非ず、即ち天の前には一點の偏視なく又た誤認誤判絶てあることなし、況んや猜疑邪推等の曲事に於てをや、唯だ夫れ天は眞實にして寸毫も誤謬や誤摩化しを認容せざるのみか、實に公平確實且つ仁慈也、是の故に苟も眞面目に仕事をなし忠實に勉强せんとする者は、勢ひ間違い多き浮世の人を當てにせずして、偏視と誤謬なき天の照鑑を相手にし、他日の祝福を天に俟たざるべからず、然らざれば屑々たる世の毀譽褒貶の究因となり、碌々何の取柄なきいとも見苦しき終焉を斯世に告げざるを得ざる也、眞に之れ醉生夢死の生涯、誰か之を人生の痛恨事たらずと謂ふを得んや。

然るに若し斯の如く眞に相手を天に得たらんには、假りに上に立ちて己を使つてくれる人が

其技倆の眞價と實績の如何を認めず、却て誤解謬見を以て冷遇するも、平然意に介することなく尙ほ己が天職に喜び勇むことを得べし、若し果して此に至れば皓潔なる精神は愈々益々向上し、如何なる場合にも泰然自若として己が天分に安んずるを得る也、然し乍ら吾人は茲に記憶せざるべからず、即ち世の多數者の囂に傲ひ瞞着と誤摩化しと並に實を越へたる名聲とを以て天下唯一の立身策と心得る輩に向つては此間の消息を語るも恰も牛馬に念佛の如く、何等の共鳴なきは素より其所なるを。

予は素より我が親愛なる看守諸君の人格を信ずるの厚より此にこの說を呈す、幸に諸君の森嚴なる一考を煩すを得ば、本懷之に過ぎざる也。

○斷片錄

霜　輸

□十丈　の瀧十丈や秋の暮」山高く月小に水落ち石出つ、四季の內眞實を語るものは深秋なり、輕跳浮華をこと〻するものは此時に於て華を去り實に就かさるべからす『霜月の月は嘘をばつきもせす』政略をこと〻し彌縫を常とするものは速に眞面目に立戻らざるべからず、季節に遭て既往の誤多きを解し、修養の尙ほ足らざるを悟り、蘇然として鞠躬職を勵み、精誠ことに當る、敢て必ずしも遲しと爲さゞるなり。

□晩秋　は讀書の好時期にして又文章研鑽の好季節なり、知己を千載に待つを以て文章の本義とす、從て文章は人に示すべきものなり、讀ましむべきものなり、示すが爲めに又讀ましむるが爲めに作る、讀者に快感を與へざるべからず、好意を以て迎へしめざるべからず、只讀者に媚ふることを避くるにあり、然らば如何にして文章を大成せしむべきが、文章の極致は誠意にあり、多作にあり、多讀にあり、誠意を以てこれに臨み、刻苦して苟もせず熱心これに當らんか

氣力從て生し、觀察又徹底して奇想妙句自ら涌出すべし、駄作なるを耻じずして多くを作るべし、多作は文法を語り、熟達の域に進むの階梯なり而して又間斷なく多作せざるべからず、中止休止は攻文上の禁物なり、尙又名文名句を多讀するを要し暗誦するを要す、多讀は思想を豐富にし、觀察を深廣にす、これ恩師が常に吾人に誨ふるところなり。

□外柔　內硬と云へることあり、正に來らんとする講和會議等に於ては禁物なり、外に出て丶は意氣地なく、金槌の川流れの如く一生頭のあがらぬ人、家に歸れば案外に氣焰を吐き、法螺を吹き、大言壯語の型を演ず、これを外柔內硬と稱す、所謂社會に屈して家庭に伸ふ、男子中の最も憐むべきもの、一廳を家として、果して此ことなきか、秋は追懷の時なり、

□浮雲　の富は永久を持せずとは千古の格言なりと雖も今だに此富を渴仰するもの多く、惡錢身に着かずと知りつ丶も尙其惡錢を得んと努む、成金を慕ふの惡風は流行の感冒よりも尙猖獗なり、如何にしてこれを濟度すべきか、孔子曰、富と貴きとは、是れ人の欲する所なり、其道を以てせずして、之を得れば居らず、貧きと賤きとは是れ人の惡むところなり、其道を以せずして、之を得れば去る、不義にして富み且つ貴きは、我に於て浮雲の如しと、豈思はざるべけんや。

□肌に　役人肌あり、商人肌あり、才子肌あり、書生肌あり、役人肌は予の好まざるところにして、商人肌は其深くを知らず、才子肌は齒の浮くが如き心地して語るも憂てし、獨り書生肌に至りては累世の史實に學び、多年の實驗に依り少しく語ることを得、則ち書生肌は無邪氣なり天眞爛漫なり、邊幅を飾らざるなり、氣取らざるなり、何事も直截なり、就中繁文褥禮ならざるなり、巧言令色なくして、眞率なる點に於てこれに謳歌せざるべからず。

○在監者看讀圖書事務に就いて

長崎監獄敎誨師　加藤慧海

先般九州沖繩各監獄敎務主任協議會を當長崎監獄にて行はる丶に就き、各監獄より豫め提出せられたる協議案中在監者看讀圖書事務に關する議案左の如し、

一、書籍貸與ノ度數及期間並ニ取扱手續ヲ一定スルコト

一、各監剩餘書籍ヲ相互融通スルコト

右二項熊本監獄提出)

一、閱讀書籍ノ制限一定ノ件

(右一項佐賀監獄提出)

一、受刑者ノ閱讀書籍ノ取扱ニ就イテ最良ノ方法ヲ選定シ一定ノ取扱ヲナシテハ如何

(右一項宮崎監獄提出)

一、未丁年ノ受刑者ニハ社會ノ進運ニ伴ヒ個人的ノ必要ニ應ジ書籍購入ヲ許ス必要ナキカ、

一、閱讀書籍中如何ナル種類ノモノヲ最モ適當ナリト認メラル丶カ。

(右二項三池監獄提出)

一、在監者閱讀用圖書一人宛冊數標準ノ件

(右一項長崎監獄提出)

一、貸與書籍ノ冊數ハ同時ニ三個以上ハ許サザルノ定メナルモ各監區々ニ扱ヒ居ルノ觀アリ一定スル必要ナキカ

(右一項沖繩監獄提出)

右八項目の內、熊本監獄提出の各監剩餘書籍ヲ相互融通スルコト三池監獄提出の、未丁年ノ受刑者ニハ社會ノ進運ニ伴ヒ個人的ノ必要ニ應ジ書籍購入ヲ許ス必要ナキカの二項目に對しては、直に斷案を下すこと甚だ困難なるを以て、他日の研究に俟つこと丶し、他の六項目を概括せば、

在監者には如何なる書籍を、如何なる方法を以て貸與せば、好結果を擧げ得べきか。

と云ふにあり。今吾人は此等の議案に基き左の順序により愚見を述べんとす。

一、看讀書籍の種類

看讀書籍の種類を定むるには、先づ在監者に圖書を閲讀せしむる目的如何を決定せざるべからず。然れども吾人は茲に多くの議論を止め、其の重大なる目的を修養の一助にありとせん。然らば其の書籍の種類も自ら定まるべし。即ち修養の書籍を第一とす。修養の書籍中にても經典を最とすべけれども、經典のみにては、比較的學力乏しき在監者にありては十分に了解し難し。茲に於てか註釋書、偉人傳記、隨筆、言行錄等の如き割合に會得し易きものを看讀せしめざるべからず。又長刑期の者にありては、歷史、地理の如きを讀ましむるも不可なかるべく、進んでは實業に關する書籍も彼等が將來に於て、社會に活働する助なしとせず。又一面作文、習字の必要もあるべく、他面に於ては時宜により語學、數學、博物、文學等の娯樂的のもの、又は研究的のものも可なるべし。以上の書籍を看讀するには場合によりて辭典類の必要もあるべく、其の選定は一に教誨師、教師、取扱者等の研究に俟つ所多かるべしと信ず。要するに最も多かるべきは平易の修養書にして、長刑期の者に限り其の他の書籍を看讀せしむべし。又初犯、累犯の區別も斟酌して貸與するを可とす。例へば初犯者には「世渡りのしるべ」、「勝友叢書」、「貯金のすすめ」、「修養の栞」等を看讀せしめ、累犯者には適宜に書籍を選擇し貸與する方針を取るを可とすべし。

二、書籍貸與の期間

書籍貸與の期間に就きては、監獄により書籍取扱の方法に差異ありて監房備附とするあり、或は工場備附とする所もあるべく、又は個人貸與の方針の監獄もあるべく、其個人貸與と共に巡廻文庫

と云ふ名の下に數種の書籍を組み合せ、時日を限りて雜居房者に廻覽せしむる所もありて、必ずしも期間は一定せしむべきにあらず。然れども監房或は工場備附としては、各自責任を重んずること尠く、落書、破損等の犯則も多かるべし。又巡廻文庫とする時は文庫製作及び書籍選擇の困難もあるべければ、個人貸與の方却つて可ならんか。然れども個人貸與とせば各個人の希望性格等を詳細に知る必要ありて、取扱は極めて面倒なるべきも、而も此の個人貸與の方針たるや書籍を看讀せしむる目的には適合せる者と思はる。今此の個人貸與法を適當なりとし、各人別に貸與すとせば、其の期間は如何にすべきか。出來得べくんば一冊の書籍を熟讀玩味せしめ、而して後に他の書籍と引替ふる方可ならんか。然れども是は小數の取扱者にては到底なし得べきにあらず。然らば一週間とせんか。十日とせんか、或は二十日間とせんか。取扱者多數にして在監者割合に多からざる時は、如何に短期とするも差支なかるべきも、かくの如く都合善きことはなかるべし。茲に於て吾人は貸與の期間を普通一ヶ月間とし、特別の場合（例へば禁錮囚、出獄に間近き者）には例外を設くるを可とすと信ず。然るに一冊の書籍を一ヶ月間看讀せしむることゝせば多數の不平を聞くことあるべし。茲に於てか冊數制限の問題あり。

三、貸與書籍の冊數

一回に貸與する書籍の冊數も一定することは困難にして、其の監獄の狀況如何にも依るべし。例へば階級處遇制度の監獄にありては、初期に於て書籍の種類冊數も處遇上小數とし、期或は類の進むに從ひて種類及び冊數を增加するは處遇上必要の事なるべし。然れども普通には貸與書籍の種類及び期間を斟酌して三冊以下とし、經典、聖書は看讀者の宗教別に應じて一冊、辭典は看讀書籍の性質により辭典を利用し得る者に限り、冊數外として貸與しては如何ならんか。

右に述べし看讀書籍の種類、書籍貸與の期間、貸與書籍の冊數に關しては、各監獄處遇上の差異によりて、適宜の規則を設けて可なるべく、必ずしも一定せんことは却つて好結果を收め得べきものにあらずと思はる。而して書籍事務に就き最良の成績を擧げんとせば必ずや先づ、

四、書籍の程度と看讀者の讀書力との一致

書籍の程度と看讀者の學力の程度との一致を計らざるべからず。監獄によりては書籍の程度を四種或は五種等に區別せるもあるべく、時には全く區別を存せざるものもあらん。然れども同一の書籍を何人にも貸與すとせば、甲者には了解に困難にして、乙者には平易に過ぐることもあらん。かくては良好の成績を收むること能はざるべければ書籍の程度も其の難易に從ひ、四種或は五種又は數種に區分し置きて、看讀者の讀書力と一致せしめんことを計るべし。而して看讀者の學力の程度は如何に區分すべきか。此も四種或は五種に區分すれども、吾人は出來得べくば左表の如く分類せんとす。即ち、

- 無筆者
- 丁
  - 無筆
    - 全無
    - 假名
    - 氏名自名
  - 簡易
    - 尋常科中途
    - 尋常科卒業
    - 尋常科卒業以上
- 丙
  - 普通
    - 高等科中途
    - 高等科卒業
    - 高等科卒業以上
- 乙
  - 中學
    - 中學校初年級
    - 中學校卒業程度
    - 中學校卒業以上
- 甲
  - 高等
    - 高等學校、大學等

とし、入監時教誨原簿作成に際し問題を提出して、教誨師の面前にて讀誦せしめ、且つ學歴、趣味を聽取し置き、又宗教、職業、年齢を參考として書籍を選擇し看讀せしめば可ならんか、而して試驗の問題は一定し置くは却つて不可にして、時時改訂して可なるべし。又時には感想錄(入監、在監、進級等)を書かしめ參考に供するも必要のことなるべし。尚ほ在監中に學力進みたりと思はるゝ者は試驗によりて程度を進ましむることも必要なるべし。

五、圖書室の整理

圖書室の整理も一考し置く必要ありと信ず。此も監獄によりて差あるべく、或は書籍の大小によりて區別するもあるべく、又書籍を縱にするもの、横に重ぬるもの、全部の圖書を「いろは」順に配置するものもあるべく、此等は本棚の性質にも依ることなれども、圖書室の亂雜なる時は、貸し出し引替えに非常の困難を感ずることなれば、一見して何々の書籍たることを知るに便なる方法を取るを必要とす。かくせんには先づ書籍の下方切斷面に書名を横に記し、之を横に重ぬることゝし、而して圖書目錄あらば其の分類に應じて、「いろは」順に整理し置かば便利なるべし。其の外書籍其の物に就いて云はゝ、數冊にて一部を成すものはなるべく合冊するを取扱上便なりとす。尚ほ此の外圖書室には圖書票(臺帳)を設け、同一書目の書籍の冊數を記入し、之をも圖書目錄の分類に依り「いろは」順に綴り置き書籍の出入を明にし、又各個人の圖書貸與票も整理し置くこと必要なり。此の他、

六　書籍の購入

書籍の購入に關しては豫め其の内容を知る必要あるべきも、帝都を去ること遠きに從ひ見本を得ること困難なれば、一面に於ては東京附近の監獄教誨師の意見を聞き、他面各監獄教誨師相互の文通によりて書籍の選擇をなすべし。而して茲に深く研究し置くべきことは、例へば一監獄に圖書を看讀し得る受刑者九百名ありとし、貸與期間を一ケ月間とせば、九百名の囚人が全部一回宛讀了す

る期間は、若し同一書籍にて僅かに一部宛のものは七十有五年間を要し、二部宛の書籍にて三十五年半、三部宛の書籍にて二十五年間、四部宛の書籍にて十八年餘、五部宛の書籍にて十五年間を要し十五部宛備へ附けある圖書にても尙ほ五年間にして始めて九百名の看讀者が僅かに一回宛讀了することなれば、購入の際は在監者の多少にもより、又其の圖書の性質にもよるべきも、何人に看讀せしめても差支なき平易の修養書にありては、同一の書籍を尠くとも五部以上購入することゝせば、看讀者の希望も割合に多く滿すことを得、一面取扱にも極めて便利なるべしと信ず。

以上は吾人が在監者閲讀用圖書事務に關する愚見なり。而して吾人は必らずしも各監獄にて一定の取扱方法を採用せられんことを望まず。各監獄には各監獄の遇因上の差異もあり、又地方的狀況も大に考ふべきことなれば、各々最良の方法なりと信ぜらるゝ取扱ひを無されんことを希望するのみにして、前述の意見は只參考にもと思ひて發表するに過ぎず。（大正七年六月一日）

○男女の年齢と犯罪との關係

S、S生（警察協會雜誌第二百十四號）

男女の年齢と犯罪との關係は興味ある問題であつて男と女と全然異つて居る。男の犯罪は幼年より漸次に增加し壯年に至つて最高に達した後は漸々降り坂となつて其の數を減少するに反し、女の犯罪は幼年時代に甚だ多くして、それから漸々減少し壯年に至つて最少數となること、全く男と反比例してそれから又漸々高まり、老年に至つて再び多くなるのは注意すべきことである。之を統計の上に徵すれば最近に於ける我國にては次の如くで其の數字は百分の比例である。

年齢	男	女
十六歲未滿	八八・一	一一・九
二十歲未滿	九二・七	七・三
二十五歲未滿	九四・六	五・四
三十歲未滿	九六・五	四・五
三十歲乃至四十歲	九四・七	五・三
五十歲	九二・九	七・三
六十歲以上	九九・九	一〇・〇
埃太利と伊太利とは殆んど我國と同じやうに女子の犯罪の最も多い年齢は十四歲乃至十六歲で、之に次ぐものは五十歲以後である。然るに英國にては男は二十一歲未滿に於て百分の二十一、女は百分の十二の數を示してゐるに拘はらず、二十一歲以上はこれに反して女の割合は多くなり特に四十歲以後は最も多く男の數は著しく減じてゐる。ケトレー氏の說に依れば男の犯罪の最高數の時期は二十四歲、女は三十歲である。日本などの統計と異なるのは女の中年時代に最も高い遂姦罪としての密賣淫行が算入されてあるからである。	九一・一	八八

破瓜期時代に犯罪の多いのは生理上身體及び精神に變革の生ずる時であるからである。獨逸の例に依れば放火の僞證及び誣告等に關するものが最も多く、我が國にては竊盜つ拂ひ等の數が多い。男子は十五六歲になれば粗暴の擧動より身體の傷害、器物の破壞毀損等多く、更に進んで行けば性慾の發動する結果風俗の壞亂に關する犯罪が多くなるのが常である。それから身體成熟して血氣盛んとなれば、强暴であれ强奪であれ殺人であれ傷害であれ續領であれ家宅侵入であれ其時の感情一つで何でもするので此の時代ほど男の最も犯罪に觸るゝことはない。初老となれば漸く元氣が衰えかゝるので。人の名譽を毀損する罪、僞證の罪、僞造の罪などであつて敬語罪も此の時代に多くある。右の事實に依つて結論を下せば、男の犯罪は性慾の進むと併行して性慾の盛んなる時代に多く、而して性慾の發動前及び消滅後は共に少きものであるのに、女の犯罪は母性の者にあつては全く之と反し、婦性の者は却つて男性的傾向を帶ぶるのである。

○囚徒の强制營養攝取

（英國に於ける最近の判決例）

英國の徵兵忌避者にして軍法會議の審判の結果ハル監獄に二年の懲役に服しつゝあるカイリヤム、エドワード、バーンスなる者が獄吏に依る强制營養の爲め肺炎症を發して死亡したる事件につき監獄吏は之れに對して何等の責任なしとの判決が去三月二十日にハル裁判所に於て與へられた。此判決に付きては法曹界に隨分種々の批評が行はれて一時問題となつた事件であるから之に其大要を報道して見やう。

典獄エッチ、ヒュースドン氏の言ふ處に依れば囚人バーンスは三月八日迄は別に何等の異狀もなかつたが、其日から絕對に食事を取ることを拒んだ同月十日に監獄醫のハンソット氏がバーンスの診斷を行つた結果に依ると、身體には別に異狀はないが此儘絕食狀態を繼續すれば身體の機關に故障を生ずるから强制營養を行ふの必要があるとの事を典獄に報告した。そこでバーンスは其翌十一日から十三日迄三日間に亘り一日二回宛强制的に營養攝取

を行はれて十四日の朝に死亡したのである。其前日(十三日)に監獄醫ハカレット氏はバーンスが肺炎に罹つて居るといふことを報告した。

典獄の證言に依ればバーンスは去る二月中に獄外の或若い女に手紙を書いたが、其文に近頃著しくに健康を害して居るとの文句があつた其時にも監獄醫ハカレット氏はバーンスを診斷したが身體には別に異狀を認めないとの事であつた。

然るに死體を檢査したる專門證人として出廷したる醫師ヒセオン氏はバーンスの氣管には牛乳の痕跡が存在するのを認めたといふ事、並にバーンスの死は氣管に或刺戟物を注入したる結果から起る肺炎に原因したものであるとの事を陳述した。猶又監獄醫ハカレット氏も若し營養分注入管が今少し長かつたならば或は氣管を犯さずに營養分が容易に食道を嚥下したのであつたらうとの意見に一致した。

裁判の結果は遂にバーンスの死に對しては監獄吏に何等の責任がないといふ事になつたが之れに對しては各方面に於て可成りに議論が起つた。左にデーリーニユス紙に寄せたる一法曹の議論を紹介しやう曰く『既に普通の健康狀態の者の死が氣管に或刺戟物を注入したる結果より起る肺炎から起つたといふ事、牛乳(刺戟物)が死人の肺中に發見せられたといふこと、醫師が若し營養分注入管が刺戟物に犯かされずに濟んだであらうといふことが疑惑事實となれる以上陪審員は果して獄吏の强制營養に付て何等の責任なしとの評決を齎らし得るや否や。若し政府が本件囚人の死に對して責任回避の意を有するとせば斯くの如き怪奇的僞善的の形式に依らずして今少しく道理ある正當なる形式の或方法を發見するの擧に出でざりしを悲まずんばあらず。此判決に依りて見れば殺人犯も遂に殺人犯と認められずとの奇怪なる結論に達すべし』云々。

(法律新聞)

通信

○若松分監改築移轉落成式概況

同分監移轉建築工事は愈々本年八月三十日を以て竣工せしに付之れが落成式を十月二十七日午前十時同監樓上に於て擧行せり、當日參列者の重なる者は石井福島地方裁判所長、西、馬淵、青山、千葉の各判事、青木檢事、松本市長、菊地助役、國分警察署長、其他市内官公衙の長官學校長辯護士有志家、新聞記者等無慮百餘名に達し定刻に至るや星監獄醫の開會の辭、香川典獄の式辭、工事主任伊藤分監長の工事報告、來賓石井所長、及松本市長の祝辭ありて後、伊藤分監長の答辭にて式を終りたるは正午十二時頃なりし、夫れより分監樓上に於て松本市長及各辯護士の發意に係る若松分監建築落成協賛會の催になる宴會に移り獻酬數時記念品等を配布し午後三時盛會裡に終了せり尙當日來賓の祝辭は左の如し。

▲祝　辭

福島監獄若松分監改築工事竣工ニ付告ク其地高燥靜閑ニシテ司直ノ衙ニ接シ其屋頂實堅牢ニシテ換氣通明宜シキヲ得タリ以テ崇潔ノ念ヲ養フヘク以テ邪惡ノ塵ヲ拂フ可シ施設造構必スシモ完シトノ利戒護ノ便推シテ知ル可キナリ

惟フニ司獄ノ要ハ未決ノ被告ヲ檢束シテ裁判公明ヲ援ケ既決ノ罪囚ニ悔悟遷善ヲ促シテ處刑ノ好果ヲ擧クルニ在リ此故ニ獄司監吏タルモノ湿ニシテ犯ス可カラス威アリテ猛カラス方正擧實紀律言行皆人ノ儀表タルノ德アルニ非スンハ廳舍ノ設備監房ノ按排遺ス所ナシト雖モ安ソ克ク叙上ノ目的ヲ達スルヲ得ン哉此ニ奉スルノ士此心ヲ以テ心ト爲シ奮勵努力更ニ一層ノ美績ヲ擧ケ本日ノ式典ヲシテ徒爾ナラシムルナカランコトを是小官ノ切望シテ止マサル所ナリ嚮カ所思ヲ述ヘ以テ祝辭ニ代フ

大正七年十月二十七日

福島地方裁判所長從五位勳五等　石井豐七郎

▲祝　辭

福島監獄若松分監改築工事竣工シ本日ヲ以テ落成ノ式ヲ擧ケラレ其盛典ニ列シタルハ最モ光榮トスル所ナリ

邦監獄ノ設備ハ敢テ輪奐ノ美ヲ主トセサルモ要ハ廳舍ノ結構堅牢宏壯ニシテ一見兇徒ヲシテ威壓ノ念ヲ生セシメ改過遷善ノ實ヲ擧クルニアリ而シテ本監ノ如キハ内容外觀共ニ間然スル所ナシ加フルニ署員諸氏ノ精勵事ニ從ハルヽアリ自今益々治獄敎活ノ功ヲ奏セラルヽ期シテ待ツヘキナリ聊カ一言ヲ呈シテ落成ノ盛典ヲ祝ス

大正七年十月二十七日

若松市長從五位勳四等　松本時正

彙報

○山隈監獄事務官逝く

我が監獄界に衆望を荷ひ前途を有したる同氏は、客月十四日午前六時腦溢血のため心臟痲痺を起し急に逝去せらる、氏は平素職務に熱誠忠實を以て同僚間に重んぜられ、且つ春秋に富み謙虛道を學ぶに尤も熱心なるに就き、何人も道の爲めに意を强ふし推服せざるはなかりき、然るに死去の前日監獄協會茶話會にも出席元氣よく會談を恣にし、四五の同僚と曉餐をも共にし、歸途岳父なる眞木氏に立寄り緩談時を移し、歸宅は十一時頃なりしと云へり、而して洋服を脫かんとする時に半身に痲痺を感じたるを始めとし、漸次苦悶の度を加へ來りて、遂に醫藥の効も奏せざるに至りしは惜みても餘りありと云ふべし、尙氏の略歷並に葬儀の概況を記せんに

▲略歷　同氏は明治十五年五月熊本縣菊池郡泗水村大字豐水に生れ明治四十一年東京帝國大學法科大學を卒業し同四十二年七月司法官試補となり長野地方裁判所へ勤務同年十一月文官高等試驗に及第し同四十四年十二月檢事に任ぜられ、横濱地方裁判所檢事に補せられ大正元年八月典獄となり和歌山監獄諸を命ぜられ同六年五月監獄事務官に任ぜられ以て現時に至る行年三十七惜哉

▲葬儀概況　葬儀は十月十五日午前十一時京橋西本願寺別院に於て別院輪番林嶺信師の導師の下にいと莊嚴に執行せられ會葬者六百餘名原司法大臣

(代理)鈴木司法次官、豐島谷田の兩局長、山内參事官以下同省高等官、中央法衙監督官東京並に近縣の監獄職員其他知名の士にして儀式中鈴木輔成會長、谷田監獄協會長の深厚なる哀悼の辭並に典獄總代有馬四郎助君の弔詞に次で燒香の典あり會葬者一同悲痛の裡に燒香を終る、洵に萬感多き盛儀なりき、尙鈴木谷田兩會長、有馬典獄の弔詞は左の如し

▲弔詞

財團法人輔成會ハ本會理事監獄事務官從六位山隈眞直君ノ死去ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

大正七年十月十五日　財團法人　輔成會々長法學博士鈴木喜三郎

▲弔詞

監獄協會ハ本會理事監獄事務官從六位山隈眞直君ノ死去ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

大正七年十月十五日　監獄協會々長　谷田三郎

▲弔詞

監獄事務官從六位法學士山隈眞直君忽焉トシテ長逝セラル誰カ想ハン疇昔膝ヲ交ヘテ談笑セシモノ今日幽明界ヲ隔テ靈柩ニ對セントハ世態ノ悖ミ離キ何ゾ一ニ斯ノ如キ訃報ニ接シテ茫然如夢今ニ於テ其眞否ヲ疑フ者豈獨リ吾等ノミナランヤ

君資性溫厚篤實而モ事務ヲ執ル格勤精勵始メ帝國大學ノ業ヲ卒ヘ職ヲ司法ニ奉スルヤ熱々監獄行政ノ忽ニスヘカラサルヲ覺ヘ自ラ進ンテ典獄トナリ勵勵能ク不逞ヲ戒メ寬仁能ク無智ヲ導ヘ其治績大ニ見ルヘキモノアリ途ニ轉ンテ監獄事務官ノ要職ニ擧ケラル然リト雖モ之ヲ以テ自ラ足レリトセス常ニ先覺ノ指導ニ待チ孜々トシテ當面ノ任務ニ精勵スルノミナラス公務ノ傍ラ語學ノ研鑽ニ心ヲ用ヒ現ニ一外人ニ就キテ勉學怠リナカリシカ如キ會以テ獄界ノ前途ニ大ニ貢獻セントノ衷情ニ出デタルモノ吾等僚友ノ等シク意ヲ强シ不尠其將來ヲ期待セシ所ナリ然ルニ天意ノ測ルベカラザル獄務多端ノ秋ニ際シ此有用ノ材ヲ失フ之レ唯家門ノ悲痛事タルノミナラズ斯界ニ多大ノ損失ヲ招來セル事ヲ思ヒ哀惜殊ニ切ナルモノアリ痛恨安ンゾ堪ヘンヤ茲ニ莊嚴ノ式ニ列シ君ノ英靈ヲ送ルニ當リ平生親炙ヲ辱フセル吾等聊カ君カ遺去ヲ紹キ初哀ノ貢徵ニ應スアランコトヲ期ス虔ンテ君ノ冥福ヲ祈リ永ヘニ遺族ノ上ニ慰藉ノ豐ナランコトヲ冀フ

大正七年十月十五日　監獄職員總代

典獄　正五位勳四等　有馬四郎助

○被告人の逃走　長崎監獄島原出張所へ入監せし大島敬一は九月十七日午後二時過運動中隙に乘じ逃走したり。

○受刑者の逃走未遂　岡山監獄在監受刑者窃盗懲役六年平野文太郎は九月二十七日懲役還房の際隙に乘じ其列を離れ檢身室に入らず工場に窃み入り梁上に潜伏したるに一方檢身室立會の看守部長は右文太郎の逃遁せざるに不審を生じ調査したるに踰越逃走の形跡なきを以て構内大捜査を行ひたる結果途に見張看守の發見する所となり無事逮捕す。

○在監者の逃走　名古屋監獄岡崎分監在監懲罰役最留置八十日杉本惣平は十月十九日午前六時三十分頃拘禁監事務所に在る宿直看守部長の寢具片付を命ぜられ其隙に乘じ逃走したる事を覺見し非常召集を行ひ捜索追跡せしも不幸遂捕に至らず。

○被告人の逃走逮捕　熊本監獄人吉出張所在監詐欺事件被告人小笠伍助は前科數犯を有する惡漢無賴の徒にして獨居拘禁に付し嚴重に視察中の者なりしが絶ゆることなき逃走の念は途に間かな隙がな其期の至るを待ち旁ら監房鐵格子一寸角の下部嵌め込みの座板を掘り取り巧みに右格子を左右に押し寄せ僅かに身體の脱出するを得るに至り茲に逃走し居房ほ恰も自ら風寢せる如く裝ひ十月二十二日午前四時頃かはたれ時の未明を幸ひ密かに逃出したり爾來本監よりは看守長及看守部長を派遣し出張所職員及警察官吏と協力捜査の結果同月二十五日午後四時三十分に至り人吉出張所を距る約十五里同郡下葦北郡吉尾村の民家に潜伏中捜索看守の爲め逮捕せらる。

○在監者の爭ひ　福岡監獄在監者詐欺傷害懲役十年井上榮治は理髮夫として去十月一日同囚和田藤太郎の髭鬚を剃り居たるに右藤太郎が未だ終らざるに遽かに懸布を撥れて立ち上りたるより斯ることは其だ危險なる旨榮治が言ひ出し同人の口論となり相互遺恨とせしも其場は其儘となり其翌日榮治は同樣理髮夫として出役中前日の行掛りを根に持ち突然就業中なる藤太郎を目掛け剃刀にて切り付け休業二週間を要する傷害を負はす。▲三池監獄拘禁受刑者殺人懲役十二年淺川直喜及家宅侵入窃盗懲役十五年頭井千吉の兩名は宮の原炭坑内に就業中の者なるが十月十八日坑内に於て僅かのことより口論を初め淺川は坑内使用の安全燈を以て頭井の頭部及面部を毆打し疾病休業四週間を要する重傷を負はしめたり右は事前に防遏するを得ざりしは遺憾とする所なれ共炭坑内に於ては戒護意の如くならず擔當看守には別に職務執行上懈怠ありしにはあらざる由

○壓死　三池監獄拘禁窃盗懲役十二年池下庄太郎は宮の原坑内に採炭就業中十月五日午前十時半頃俄然天井岩四間四方二尺五寸の厚さ數個に分割落下し避離の遑なく之に壓死す。▲同監在禁窃盗十五年足立兵右衛門も同樣同坑にて採炭中十月十七日午前三時三十分頃天井岩崩落壓死す。

○縊死　岐阜監獄に拘留中の窃盗事件被告人小林鐵次郎は前科四犯を有し居れる者なるが十月五日午前六時前起床後洗面を了

りしに點檢に際し已に其姿見へざるより不審に堪ひ調ふるに自房にて自己所持の角帶もて縊首し居りしかば急ぎ抱き降し人工呼吸を施せしも更に其効なく蘇生するに至らず原因は前途の悲觀に依るものならんと。▲鹿島監獄在監斯物故貫被告事件山富鶴吉ほ九月下旬入監の者なるも當時已に脚氣病者にて十月二日病監に收容したるも病勢衰ふる氣色なく加ふるに檢事の求刑懲役一年なりしかば病軀敗暇の身は此上の苦役に忍ぶ可くもなきを悲觀し縊死す。▲福岡監獄拘禁騒擾事件被告人佐藤常雄は十月十六日午前朝食前自己使用の褌布を以て背面鐵格子に結び付け縊首す程經て看守が差入牛乳配付に當り發見應急手當を施せしも其効なく再生せず原因は處罰を免るゝ途なきを憂慮の結果に出でたるが如し。▲安濃津監獄宇治山田分監在監横領詐欺事件被告人原田莊三郎水綿三尺帶を以て鐵格子に掛け縊死す同人は初犯者にして一年の刑期を受けたるより將來を悲觀し覺悟の自殺を爲したるなり。▲横濱監獄在監强盗懲役五年杉山千代は明治三十五年生にして曾て東京市に於て强盗として罪名を唱われし者なるが十月二十三日午後一時頃布團棚に獄衣を結び縊死したり平素別に煩悶なかりしが突然自殺の決意を生ぜしものゝ如く全く悔悟の念を起し此擧に出でたるならん。▲安濃津監獄在監騒擾事件被告人田中伊三郎は當初より犯罪を否認し居りしが十月廿五日辯護士の接見あり犯罪事實を認むべき二三の證人あるを聞き到底科刑の苦痛を免るべき途なきを悲觀し廿六日午前五時頃居房後方上部の鐵格子に褌を掛け縊死す

叙任

看守（長崎）北岡重長

任看守長給十級俸
福岡監獄勤務ヲ命ス
名古屋監獄ヘ出張ヲ命ス

叙正八位
叙正八位
叙正八位
叙從五位
給六級俸
依願免官
給七級俸（死亡）
叙勳八等授瑞寶章
叙勳八等授瑞寶章
叙勳八等授瑞寶章
叙正七位
叙正七位
叙正七位
叙正七位

司法省監獄局長　谷田三郎
看守長（岡山）　愛甲長藏
看守長（岡山）　室井安太郎
教誨師（岐阜）　田口義見

正六位勳六等　山岡萬之助
看守長（札幌）　稲垣敬太郎

看守長（千葉）　佐藤貞文
從七位（名古屋）　寺澤政郎
正八位　岡山　愛甲長藏
正八位（金澤）　末屋與三郎
從七位勳六等（藤所）　野々垣梅次郎
從七位（十勝）　川島義夫
從七位（安濃津）　庄山嘉代吉
從七位（札幌）　根守秀夫

叙正七位　櫻田三六
叙正七位　古矢嘉助
叙正七位　光弘祐言
叙正七位　齋藤房清
叙正七位　土倉是空
叙正七位　佃　離見
叙從七位　石山憲重
叙從七位　本田八重丸
叙從七位　松田義雄
叙從七位　原田義教
叙從七位　尾原靜乘
叙從七位　藤居大威
叙從七位　國司廣勝
叙從七位　谷　廣開
叙正八位　香川千巖
叙正八位　近藤哲雄
叙正八位　富井隆信
叙正八位　齋藤隆法
叙正八位　原　善聽
叙正八位　敎山祐馨
叙正八位　有村國真
叙正八位　高橋海量

從七位(宮城)
從七位(名古屋)
從七位勳六等(浦和)
從七位(横濱)
從七位(廣島)
正八位勳六等(山形)
正八位(樺戸)
正八位(山口)
正八位(宮崎)
正八位(小菅)
正八位(網走)
敎誨師(三池)
勳六等(沖繩)
敎誨師(膳所)
敎誨師(宮城)
敎誨師(京都)
敎誨師(新潟)
敎誨師(山形)
敎誨師(鹿兒島)
監獄醫(鹿兒島)
敎誨師(岡山)

叙正八位　敎誨師(山口)　熊谷晶勝
叙正八位　敎誨師(福島)　原　卓一
叙正八位　敎誨師(高松)　加藤龍眼
叙正八位　敎誨師(宇都宮)　佐々木英之
叙正八位　敎誨師(大分)　能富祐昭
叙正八位　監獄醫(長野)　小々高一左衛門
叙正八位　監獄醫(千葉)　佐藤金司
叙正八位　敎誨師(浦和)　櫛　典仁
叙正八位　監獄醫(三池)　前田俊雄
叙正八位　敎誨師(秋田)　渡邊圓流
叙正八位　敎誨師(横濱)　堀江哲艾
叙正八位　看守長(和歌山)　甕川兵次
看守(和歌山)　森田周行

千葉監獄勤務ヲ命ス
任看守長給十級俸
和歌山監獄勤務ヲ命ス

會報

○茶話會

十月十二日午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す、當日の講師は東京地方裁判所長法學博士牧野菊之助氏にして、氏が先般視察せられたる臺灣の法律制度風俗人情等に就き、臺灣視察談なる題目の下に、先づ臺灣に於ける監獄の構造、設備作業、敎誨其他行刑に關する各項に渉り、詳密に殆ど專門家を凌ぐ有益なる視察を演述せられ之に臺灣に於ける各種の制度、蕃種の風俗、土匪の實況等極めて趣味ある講演を約二時間に渉りて試みられ、午後四時過ぎ滿場拍手の間に降壇せらる。

後一般會員には別室に於て茶菓の饗應あり各自所懷を縱談し午後五時半散會せり尙當日來會せる會員の氏名左の如し。

櫛田覺眞　小林太平　上野良藏　久野常松

前島鶴次郎　石川猪太郎　千葉實作　羽柴瑪之勝
岡部清四郎　關口清作　青木泰脩　七戸大助
花坂四郎　長谷場圭介　辻多七　伊藤秋朔
網代七郎　森勝三　林義夫　鑑形贊治
岡見數馬　印南金次郎　淺間德三郎　高橋貞助
卜部基　松崎慈恭　小林愼三郎　水谷任義
萩谷忠　石塚義三郎　牛澤元三郎　田中淺次郎
柳澤彌右衛門　田中直正　齋藤友治　佐々木林之丞
國廣徹　生田一雄　河野純孝　西岡三郎
佐伯尊信　西原幸藏　和田太郎吉　八田亨
齋藤敬二　行定形治　今井彦太郎　小俣省一郎
長山始　大島島吉　鈴木新藏　山口喜代次
大實萬平　小谷清吉　松岡彌一　末光柴平
和田岩雄　大島城　佐藤繁太郎　名越庄三郎
高橋信之助　小澤傳藏　村山隆美　北島良吉
鈴木信彌　白井勇松　坪井直彦　野口鑑造
有馬四郎助　山縣眞直　谷田三郎

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り金八圓以下の金額を退職贈與金として元宮城

監獄看守佐藤豐治氏外二十六名に對し十月十一日附を以て贈與し孰れも元管轄典獄を經由して本人に交付せり。

▲新刊紹介▼

犯罪心理講話　全壹冊

文學士　寺田精一君著

犯罪心理學が科學的に研究せらるゝことゝなつたのは歐米の學界に於てもあまり古くはない、而して此心理學が刑事學社會學は勿論百科の學に基本的關係を有して居るに拘はらず開拓が困難である爲に秩序的は勿論總括的にも將又汎論的にも公にされた著書が極めて鮮くない、我邦に於ては尙更である夫故に學者實際家が旱天の雲霓を望むが如く此種の著作の世に出でんことを待ちつゝあつた、然るに今回寺田文學士に依つて本書を公にせらるゝことゝなつたのは徇に學界の幸福である、著者寺田文學士は十數年來心理學を研究し犯罪心理學に於ける我邦唯一の專攻家として其造詣の深きことは吾人の贅言を俟たぬのであり、本書の眞價に就ても亦吾人の喋々を必要としない、世の刑事學者、社會學者、心理學者、哲學者は勿論判檢事、司獄官、免囚保護事業當局者の實際家其の他思想家の座右一日も缺くべからざる近時稀覯の鴻著なりと信じ、茲に本書の生誕を祝し、江湖に推奬する所以である。(心理學研究會發行定價三圓五十錢)

大場法學博士校閲　根本顯太郎著

指紋法解說

菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金三十五錢
郵稅金六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付)

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衛述

貧民制度幷ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費
郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麴町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マル、
場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正七年十一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
發行兼編輯人　北島良吉

東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富

東京市麹町區有樂町二丁目一番地
印刷所　報文社

東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
發行所　監獄協會

東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院